

令和5年第3回矢掛町議会第2回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 令和5年6月7日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （散会） 午後 1時53分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の別	議席 番号	氏 名	出欠等 の別
1	土井俊彦	出	2	昼田政義	出
3	福田京子	出	4	岸野榮治	出
5	田中輝夫	出	6	原田秀史	出
7	小塚郁夫	出	8	石井信行	出
9	川上淳司	出	10	花川大志	出
11	土田正雄	出	12	浅野毅	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町長	山岡敦	副町長	山縣幸洋
教育長	山部英之	病院管理者	名部誠 (途中退席)
総務防災課長	堀賢一	企画財政課長	松嶋良治
町民課長	妹尾茂樹	税務課長	妹尾一正
健康子育て課長	小川公一	福祉介護課長	稲田由紀子
産業観光課長	池田敏之	建設課長	渡邊孝一
上下水道課長	平井勝志	教育課長	藤原徳忠
病院事務長	坪田芳隆	会計管理者	稲田欽也
介護老人保健施設事務長	小出優子	矢掛寮長	西山弘之
総務防災課長代理	立川人土	企画財政課長代理	河上昌弘
企画財政課財政係長	石井亮太郎		

5. 出席した事務局職員

議会事務局長 守屋裕文 書記 高槻美希

6. 議事日程

日程第1 一般質問 11番, 4番, 7番, 8番, 1番, 5番, 12番, 9番, 3番



午前9時30分 開議

○議長（花川大志君） 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 11番, 4番, 7番, 8番, 1番, 5番, 12番, 9番, 3番

**○議長（花川大志君）** 日程第1, 一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の一般質問は9名の方々であります。質問の順序は、通告の順といたします。

まず、11番土田正雄君、お願いします。土田君。

**○11番（土田正雄君）** 議席11番土田でございます。今回は2件の質問をさせていただきます。

まず1点目は、公立中学の部活動の地域移行について。2点目は、高校生模擬議会についての質問を行います。

それでは、まず1点目の公立中学の部活動の地域移行について、質問させていただきます。部活動の地域移行とは、公立中学校において、これまで教員が受け持っていた休日の運動部の部活動の指導を総合型地域スポーツクラブなど外部の団体に移行することでございます。文部科学省は令和7年度末までに段階的に移行を進め、早期実現を目指しております。

中学校での部活等の地域移行が進められていく背景には、主に少子化や職員の働き方改革などがございます。

しかし、家庭の費用負担が増えたり、指導者の確保が難しいなどの問題もあり、多方面での検討が必要になります。

そこで、次の2点について、お尋ねいたします。1点目は、少子化の中で将来にわたり、生徒がスポーツに継続して親しむことができる機会をどのようにして確保するか。2点目は、地域の持続可能で多様なスポーツ環境をどのように整備するのか。

以上、2点についてお尋ねをいたします。

**○議長（花川大志君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 11番土田議員の公立中学の部活動の地域移行について、教育課からお答えをいたします。この御質問につきまして、2点のお尋ねですが、併せてお答えいたします。

この部活動の地域移行に関しましては、国の動向が当初より変わってきておりますので、まず、現況を踏まえながら御説明を申し上げます。

国が発表したデータによりますと、中学校の生徒数は、昭和61年が589万人、令和3年は296万人と半減をしており、深刻な少子化が進んでいることは、火を見るよりも明らかなことでもあります。

少子化問題以外にも、国は、競技経験の少ない教師が指導せざるを得ない。また、休日も含めた運動活動の指導が求められたりするなど教師にとって大きな業務負担となっていると。さらに、地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働がまだまだ十分ではないという認識を持っております。

それらのことを受けて、国は、令和5年から令和7年までの3年間で休日の地域移行を実施するという基本方針でありましたが、令和4年の11月から12月に行われた意見募集の結果、令和5年からの3年間の部活動の地域移行については、休日の運動部活動の地域移行に向けた改革集中期間とし、令和

8年度以降は進捗状況を検討し、更に改革を進めていくというふうになり、内容的にかなりトーンダウンしたことは否めない状況となっています。

そのような状況の中で、正に議員の御質問のとおり、今後、子どもたちが継続して、スポーツを親しむことができる機会の確保が最も重要になってくるということは、論を待たないところであります。

機会の確保ということにつきましては、具体的に教育委員会で方針を定めておるわけではございませんが、私どもが考えるには、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団などが特定の種目に専念する活動だけではなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を体験すること、また、障害の有無に関わらず誰もが参加できることなど、それらのことを生徒一人ひとりが実践できるよう活動の場を提供することであると考えております。

スポーツ環境の整備につきましては、スポーツ団体そのものの整備充実、指導者や施設の確保、大会の在り方、会費や保険、そして関連諸制度等の在り方など、これらにつきまして検討しなければならないと考えております。

教育課におきましては、昨年の11月25日に中学校部活動の地域移行に係る検討会議をスポーツ推進委員、体育協会、スポーツ少年団、そして矢掛中学校、また、アドバイザーとして岡山県のコーディネーターである岡山大学の高岡准教授など9名の方々に御参加いただき、制度の概要、矢掛中学校の現状等意見交換を行いました。

その中で、教育委員会の方針・方向性を定める、3年間のスケジュールを定めるなどの意見があり、それに向けて準備を進めておりましたが、冒頭御説明しましたように、国が方針を変更し現在に至るということでございます。

教育課が考えます部活動の地域移行につきましては、例えば、今年の3月議会で御審議いただきました運動公園の使用料もスポーツ少年団は無償にしたように、地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるという考えの下、児童・生徒のみならず就学前の子どもたちも楽しめ、それぞれが望ましい成長を保障できるよう、多様な環境を一体的に整備したいと考えております。

また、この部活動の地域移行につきましては、スポーツ系だけでなく文化系も含まれます。さらには、これから先、今までにないスポーツ系の新しい形態としてeスポーツ等も考えられ、子どもたちのニーズを把握することも重要であると考えております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 土田君。

**○11番（土田正雄君）** はい。2件の回答をいただきました。

1点目については、スポーツ団体そのものの整備充実、指導者・施設の確保、大会の在り方、会費や保険、そして関連制度の在り方などを検討するという回答でした。

2点目については、中学校の部活動の地域移行に係る検討会議を関係者で意見交換を行っているという回答でしたが、中学校の部活動については、これは学校の都合によってやっているとこのものだけではなく、日本の社会構造により学問とスポーツは学校で行うことは好ましいという方針で進められてきたというふうに聞いております。

現在、先ほど回答がありましたように総合型地域スポーツクラブでは、学校やスポーツ少年団などが行っていない種目であるバスケットボール、バドミントン、フットサルや陸上競技などを専門の指導者をお願いして開いており、子どもたちにスポーツの楽しさを教えております。

土日に地域に移行するという事になると、スポーツ少年団活動にも影響し、会場や指導者の確保、資格、責任などの問題も出てきます。

部活動の地域移行は中学校での少子化対策や教員への負担軽減などにつなげられる方法ですが、一方で従来と大きく異なることから新たな課題が出てきます。部活動をするためには、地域移行に伴い発生する課題を解決しながら、これまで以上に地域と協力や連携をし、話し合うことが必要になります。

そこで、次の2点について再質問を行います。1点目は、部活の必要性について、学校で先生や保護者、生徒などの意見を聞き、検討してはどうか。2点目は、指導者の確保、資格、責任などの対応はどうするのか。

以上2点について、お考えをお尋ねいたします。

**○議長（花川大志君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 部活の必要性について、ということでございますが、国のほうは生徒の育成につきまして、部活動をこのように捉えています。

国は、生徒のスポーツ・文化・芸術に親しむ機会というふうに捉え、それを確保する。そういう機会と捉えています。そして、生徒の自主的・主体的な参加の活動を通じて、責任感・連帯感の需要等に寄与してきたと、このように部活動の意義を捉えておるところでございます。

しかし、時代の変遷とともに、そのようなメリット、そしてデメリット、さまざまな意見が今出てきておるところでございます。

指導する教員、そして保護者、生徒、それぞれ部活動についてのさまざまなお考えがあるはずでございます。そのようなさまざまな方々の意見を把握することも、議員がおっしゃったように必要と私たちは考えております。したがって、今後、御指摘のようにさまざまな教員、保護者、生徒皆様の御意見を把握することを検討していきたいと考えております。

続きまして、2点目の指導者の確保、資格、経営責任などの対応ということでございますが、スポーツ指導者の質・量の確保ということで、部活動の地域移行につきましては、専門性やはり資質を有する指導者の確保が大変重要な問題となっております。対応といたしましては、まず国レベル、例えば日本体育協会が主導で指導者資格の取得、そして、研修の実施を促進する必要があると考えております。

次に、部活動指導員の活用。そして教員による兼職兼業。企業クラブチームや大学からの指導者の派遣。そして、地域のスポーツ団体等と連携した人材バンクの設置。さらには、指導者への適切な対価の支払いなどが考えられるところでございます。

先ほど、教員の兼職兼業と申し上げましたが、教育委員会といたしましても、この運用に係る考え方を整理する必要が生じてくると考えております。いずれにいたしましても、私どもといたしましては、この部活動の地域移行を拙速に進めることなく、情報収集をしっかりと行い、慎重に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 土田君。

**○11番（土田正雄君）** はい。我々が育った昭和の時代、これは、スポーツで指導するには怒るのが当たり前というふうな時代でした。でも、今は時代が変わってますし、子どもの気持ちも変わってます。例えば全日本でバレーボールの選手をした人が中心となって、今は監督が怒らない大会とか、そういったものも過去7年間、開催されてきました。

日本は、確かに学校で部活というのがあります。しかし、これは正しいかどうか別にして、ドイツなんかで言えば、学校は勉強する所、スポーツは地域と家庭がするところ。こういうふうにし、生い立ちが違、うと思、いますし、国民性で文化等が違、うからな、っていう、んで、ど、ちらが良、いとか悪、いとかは、ないと思、う、ん、です。

確、かに、地、域のス、ポ、ーツク、ラ、ブでス、ポ、ーツを、や、るとい、うこ、とに、な、ると、当、然、保、護、者、が、送、り、迎、え、が、出、て、く、る。そ、う、い、っ、た、負、担、も、出、て、き、ま、す。た、だ、時、代、は、変、わ、っ、て、る、し、子、ど、も、の、気、持、ち、も、変、わ、っ、て、る、し、先、ほ、ど、の、中、で、も、あ、り、ま、し、た、e、ス、ポ、ーツ、と、か、ま、た、ス、ポ、ーツ、を、見、る、の、も、ス、ポ、ーツ、と、か、い、う、ふ、う、に、考、え、方、が、ど、ん、ど、ん、変、わ、っ、て、ま、す。そ、う、い、っ、た、も、の、を、含、め、て、時、代、を、捉、え、て、中、学、校、の、部、活、の、在、り、方、に、つ、い、て、今、一、度、考、え、て、い、た、だ、き、こ、れ、か、ら、の、方、向、性、を、定、め、て、も、ら、え、れ、ば、と、思、い、ま、す。

そ、れ、で、は、1、点、目、の、質、問、は、以、上、で、終、わ、り、ま、し、て、次、に、2、点、目、の、質、問、を、行、い、ま、す。

矢、掛、町、の、次、世、代、を、担、う、高、校、生、が、町、政、や、議、会、へ、の、関、心、を、高、め、て、も、ら、う、た、め、に、高、校、生、に、よ、る、模、擬、議、会、の、開、催、に、つ、い、て、質、問、を、行、い、ま、す。

最、近、県、内、の、議、会、議、員、選、挙、の、投、票、率、も、低、迷、し、て、お、り、特、に、若、い、人、の、投、票、率、が、低、く、な、っ、て、お、り、ま、す。そ、う、い、っ、た、中、今、年、2、月、に、若、者、向、け、の、選、挙、用、啓、発、動、画、を、制、作、し、た、矢、掛、高、校、の、有、志、生、徒、で、作、る、選、挙、動、画、チ、ー、ム、が、投、票、率、の、向、上、な、ど、に、取、り、組、む、団、体、を、表、彰、す、る、明、る、い、選、挙、推、進、優、良、活、動、賞、を、受、賞、い、た、し、ま、し、た。

ま、た、生、徒、会、選、挙、で、本、物、の、投、票、箱、や、記、載、台、を、借、り、て、期、日、前、投、票、を、導、入、す、る、な、ど、の、選、挙、を、身、近、に、感、じ、て、も、ら、う、取、組、も、始、め、て、お、り、ま、す。

そ、こ、で、町、政、や、議、会、活、動、に、関、心、を、深、め、て、も、ら、う、取、組、と、し、て、高、校、生、模、擬、議、会、の、開、催、を、提、案、し、ま、す、が、お、考、え、を、お、尋、ね、い、た、し、ま、す。

**○議長（花川大志君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** 11番土田議員の高校生の模擬議会について、教育課からお答えをいたします。

ま、ず、現、在、矢、掛、町、教、育、委、員、会、が、実、施、し、て、お、り、ま、す、中、学、生、模、擬、議、会、に、つ、い、て、で、ご、ざ、い、ま、す、が、こ、れ、は、令、和、元、年、度、か、ら、始、め、令、和、2、年、度、は、コ、ロ、ナ、の、た、め、中、止、し、ま、し、た、が、令、和、3、年、度、4、年、度、は、実、施、し、た、と、こ、ろ、で、ご、ざ、い、ま、す。今、年、度、は、8、月、2、日、水、曜、日、午、前、10、時、か、ら、正、午、ま、で、こ、の、議、場、で、開、催、す、る、予、定、で、ご、ざ、い、ま、す。

模、擬、議、会、の、対、象、は、矢、掛、中、学、校、の、2、年、生、で、立、志、を、迎、え、る、満、14、歳、で、あ、り、将、来、の、目、標、を、立、て、る、契、機、と、し、て、自、分、の、住、ん、で、い、る、町、の、ま、ち、づ、く、り、に、興、味、・、関、心、を、持、っ、て、も、ら、う、こ、と、を、目、的、と、し、て、お、り、ま、す。一、過、性、の、も、の、で、は、な、く、矢、掛、中、学、校、と、連、携、し、て、教、育、課、程、の、一、環、と、し、て、取、り、組、ん、で、い、る、と、こ、ろ、で、ご、ざ、い、ま、す。

具、体、的、に、申、し、上、げ、ま、す、と、模、擬、議、会、の、約、2、か、月、前、に、全、員、で、ま、ち、づ、く、り、に、つ、い、て、考、え、る、ワ、ー、ク、シ、ョ、ッ、プ、を、実、施、し、町、の、職、員、が、矢、掛、町、の、ま、ち、づ、く、り、に、つ、い、て、説、明、し、た、上、で、中、学、生、が、各、グ、ル、ー、プ、で、話、し、合、い、中、学、生、の、目、線、で、質、問、や、提、案、を、行、う、と、い、う、こ、と、に、な、っ、て、お、り、ま、す。ち、な、み、に、昨、日、こ、の、事、前、ワ、ー、ク、シ、ョ、ッ、プ、を、行、い、ま、ち、づ、く、り、に、つ、い、て、企、画、財、政、課、の、職、員、の、ほ、う、か、ら、説、明、を、し、て、も、ら、っ、た、上、で、2、時、間、掛、け、て、質、問、や、提、案、を、行、っ、た、と、い、う、と、こ、ろ、で、ご、ざ、い、ま、す。そ、し、て、議、会、当、日、に、代、表、者、が、出、席、し、質、問、を、行、う、と、い、う、流、れ、と、な、っ、て、お、り、ま、す。

昨、年、度、の、模、擬、議、会、で、は、中、学、生、が、普、段、の、学、校、生、活、で、感、じ、た、こ、と、を、提、案、し、校、舎、に、網、戸、が、設、置、さ、れ、提、案、の、実、現、に、至、っ、た、経、緯、が、ご、ざ、い、ま、す。

議、員、の、御、質、問、の、と、お、り、矢、掛、高、校、は、明、る、い、選、挙、推、進、優、良、活、動、賞、を、受、賞、す、る、な、ど、若、者、向、け、に、選、挙、を

身近に感じてもらう取組を自主的に推進されております。

教育課としましては、合併70年の記念事業といたしまして、矢掛中学校と矢掛高校の生徒が、今後の矢掛町の将来や未来のまちづくりについて考える機会を設けたいと考えております。

高校生による模擬議会につきましては、高校は県の教育委員会の管轄となり、教育課が学校のカリキュラムなど把握しにくいこともございますが、教育委員会やそして矢掛教育会議、小中高の校長会などで御意見をお聞きしながら、研究していきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 土田君。

**○11番（土田正雄君）** はい。中学生は2年生でやったということで、高校生についても3年生は当然、大学受験とかそういったものを控えておりますので、私も2年生がいいのかなというふうには考えております。

そういった中、来年度は、矢掛町合併70周年記念の年でもあり、選挙への関心やまちづくりについて関心を持ってもらうために、合併70周年記念事業として高校生模擬議会を開催してはどうかと思っておりますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 土田議員の高校生模擬議会について、お答えさせていただきます。

先ほどの教育課長の答弁、そして、土田議員御指摘ございました今年2月に矢掛高校は公益財団法人明るい選挙推進協議会の明るい選挙推進優良活動賞を受賞しました。東京の学士会館で行われた表彰式に招待されるという輝かしい実績を残しました。

若者向けに選挙を身近に感じてもらうということは、町政に関心を持ってもらうということにつながっていきますし、こうした活動を生徒主体で行ったということは、称賛に値するところであります。

また、平素から取り組んでいる“やかげ学”。この経験や知識も生徒にはあります。矢掛高校は、県教育委員会の管轄ではありますが、まずは、町内の教育関係者や矢掛高校の高月校長をはじめとする学内関係者の方々の意見を参考にしながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 土田君。

**○11番（土田正雄君）** はい。高校生含めた若者に選挙やまちづくりについて関心を持ってもらうためにいろいろな取組をしていくことが大事かなと思います。今後もそういったこと、いろいろなことに対して目を向けていただいて、取り組んでいただければと思います。

以上で、私の一般質問は終わります。

**○議長（花川大志君）** 岸野君。

**○4番（岸野榮治君）** 議席4番岸野でございます。

通告に従い、かわまちづくり計画の全体像とその概要、また、ソフト・ハード、それぞれの事業の進捗状況について、早速質問を始めさせていただきます。

執行部が示した水辺とかかわまちづくりの理念に基づきいわゆるかわまちづくり計画における基本方針には、我が町そして矢掛町民に対して、洪水や濁水など、あらゆる河川被害が及ぶことなく人と川の共生がうたわれています。

それは、我々町民の生活にとってなくてはならない上水利用や各種用水の利用など、我がまちの暮ら

しと経済を支えており、文字通りかわまちづくりはあらゆる意味で重要な取組であると承知しております。

同計画では、その河川水辺域を活用し、オートキャンプ場などさまざまなハード施策の支援整備が盛り込まれており、それに準じてレンタル自転車、電動バイク、また、水場アクティビティなどのアトラクションの運用も並行して計画されています。

その運用においては、独自に開発するアプリを活用して予約受注業務を行うとして、ちょうど1年前、昨年の6月定例会において、これらの経費を盛り込んだ補正予算が上程され、議会はこれを可決したわけであります。

つきましては、現在のアプリ開発の進捗状況等を問うとともに、改めてこのアプリを活用した業務内容などについて、担当課の説明を求めます。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 4番岸野議員の御質問、かわまちづくり計画の全体像とその概要、またソフト・ハードそれぞれの事業の進捗状況についての御質問に、建設課よりお答えをいたします。

まず、1点目の御質問、アプリ開発の進捗状況でございますが、昨年度——令和5年1月21日から2月19日の間、道の駅山陽道やかげ宿におきまして、電動アシスト機能を備えたマウンテンバイク——通称e-Bikeと申しますけれども、これを活用した周遊促進のための実証実験を行いました。

その実証実験におきまして、利用者の方に開発したアプリによる事前予約やキャッシュレス決済システムを試験的に御利用いただいたところでございます。実証実験そのものもテレビや新聞、インターネットなどのメディアで多数取り上げていただき、御存じの方も多いのではないかと存じます。

1月から2月にかけての寒い時期にもかかわらず全体の稼働率は約60パーセントと高く土日は予約で満杯になるなど大変好評でございました。また、実験の一環として、利用者に御承諾をいただき、e-BikeにGPSを取り付け、訪問場所や滞在時間の行動履歴の把握を行い、性別、年齢などと合わせて利用実態の分析も同時に行いました。

実験の結果、利用履歴を分析いたしますと、利用時間は5時間以上が最多、移動距離も10キロメートル以上が7割以上と街中だけではなく、町全体を移動されていることが分かっています。

アンケート調査等による実験の評価としては、使用していただいた予約システムの使用感や利便性についての評価は高く、併せて浮かび上がった課題の対策とともに今後も引き続き実証を図り、内容の充実とより利便性の高いものに改善していく予定です。

2点目のアプリを活用した業務内容でございますが、オンライン予約システム、観光マップ、現地型ふるさと納税、キャッシュレス決済システム、地域通貨などを予定しており、かわまちづくり計画に合わせて矢掛町全体の賑わい創出基盤のさまざまなサービスにアクセスできるよう進めてまいります。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 岸野君。

**○4番（岸野榮治君）** かわまちづくり計画におけるアプリの開発の進捗状況については、既に実証実験も順調に進んでいるとのこと。これは、河川水辺域におけるハード整備及びサービス事業の運用を円滑適正に行う上で、重要なポイントになるかと思えます。

同計画では小田川を挟んで、北側の町中の賑わい創出増。特に、道の駅から眺める嵐山、小田川、そしてかわまち施設など、景観一体型の運用が図られる予定と承知しています。



担当課長の答弁にもありましたように、エリアの互換性を進め、利用者が有効にサービスを活用できるよう引き続き整備を進めていただきたいと思います。

これに関連して、通告したかわまちづくり計画の全体像について、さまざまな観点からお伺いします。

計画にある水上アクティビティ事業やビオトープ事業等の運営には、小田川において矢懸井堰や鬼ヶ岳ダムの管理者との話し合いも必要であり、これらの運用には常に影響があると考えられるわけですが、担当課としては、あらゆる事態について想定されているのか。

また、かわまちづくりの名が示すとおり、矢掛町民の水道水、工業用水、そして農業用水の大切な資源である水が必要な量、質ともに担保されなければ意味がないわけですが、懸念される問題は起きないか。

オートキャンプ場など事業が始まると、弦橋北詰の国道連結交差点は、現状以上に交通混雑が予想されるが、改良等の対処については、どのように考えているか。

以上3点、再質問として、執行部に見解を求めます。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 4番岸野議員の再質問、かわまちづくり計画の全体像について、3点御質問を頂戴いたしましたので、建設課よりお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問、水上アクティビティやビオトープに関してのあらゆる影響について想定しているのかといった御質問ですが、水上アクティビティについては、矢懸井堰により貯水された水面を利用してのボートやカヌーなどを想定しており、当然のことながら増水時の安全対策や危険個所の対応などについては、河川管理者との協議を実施いたしております。

また、ビオトープに関しましては、矢懸井堰より引き込まれた用水を一部利用し、再度用水に循環する計画です。

いずれの事業も、矢懸井堰や鬼ヶ岳ダムの運用に大きな影響はございません。

しかしながら、新しい施設の設置や運用に関しては矢掛町小田川（嵐山）かわまちづくり協議会を始め、関係団体の皆様と十分な協議を行い、さまざまな状況を勘案しながら進めてまいりたいと考えております。

2点目の御質問、利用されている水質、水量に関しては本事業において取水行為を行う事はなく、親水護岸、水上アクティビティにおいても水面の利用に留めておりますので、御質問にありました水質、水量に問題は無いと考えております。

3点目の御質問、弦橋の交通渋滞に関する対策でございますが、現在、弦橋は矢掛町で小田川に架かる最も古い橋でございますが、朝夕の交通渋滞及び大型車の右左折がし難いといった課題がございます。

町といたしましては、この課題に対しまして、以前より、新見市、高梁市、井原市、浅口市、矢掛町の四市一町で構成される岡山県西部総合開発基幹道建設促進期成会として、国・県へ橋りょうの架け替えを要望しておりますところですが、ぜひ、この要望が実現しますよう、期成会メンバーとともに強く働き掛けていく所存でございますので、議員の皆様にも御協力を賜りたいと存じます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 岸野君。

**○4番（岸野榮治君）** より深い事業内容、そして総合的な計画の概要、さらに要望の段階ではあります、橋りょうの架け替えによる交通停滞の解消等をかわまちづくり計画から、派生するインフラ整備

の将来的な方向性を見方、見解を伺うことができました。

いずれにしても、この計画内容を推進していく段階においては、あらゆる関係団体との十分な協議が必要であるということは、我々町民及び地域住民と担当課長との認識は一致しております。これはしっかり担保していただきたいと思えます。

答弁をお聞きして安心しましたが、我がまちの基幹産業である農業に対しても、小田川の水が水質・量ともに問題ないことも同様にわたり、将来に担保していただきたい、このように思います。

かわまちづくり計画は、国土交通省の認可した一大事業です。矢掛町民の期待も大きく、町発展に必要な事業と推察します。担当課長からは施策が及ぼす発展性に関する予測や見解もわかりました。これは、夢のある新たなまちづくりと感じます。

そこで、再々質問として、全体像をふかんするお立場でこの事業に対する町長の現段階でのお気持ち、お考えをお聞きしたく、この際、答弁を求めます。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** はい。かわまちづくり計画について、私の現段階での気持ちや考え方について、お答えさせていただきます。

先ほどの建設課長の答弁にもありましたが、増水時の安全対策や危険箇所への対応、そして弦橋付近での交通の安全確保など安全面全般での配慮。これは、この計画を推進する上で最も気に掛けているところでもあります。

そして、弦橋を渡って小田川の北側。これは、今や観光地となった矢掛商店街。重要伝統的建造物群保存地区でありまして、このかわまちづくり計画、すなわち、弦橋を渡った小田川の南側に新たな賑わいの拠点ができる。北と南、この大きなスケールで、また新たな矢掛町の魅力を創出すべく計画を積み上げているところでもあります。

かわまちづくり協議会につきましては、令和3年5月に初会合が開かれました。会は、町や関係団体の代表、そして河川管理者などで構成されております。令和4年9月の会合から、御地元の浅野議員、そして、岸野議員に加わっていただいております。地元の皆様、そして町民の皆様の御理解を得ながら、この大きなスケールの可能性を秘めたかわまちづくり計画を矢掛町全体の活性化と発展につなげてまいります。

どうぞよろしくお願いたします。

**○議長（花川大志君）** 岸野君。

**○4番（岸野榮治君）** 町長や担当課長からは、開発したアプリによりかわまちづくり計画に合わせて、矢掛町全体の賑わい創出基盤のさまざまなサービスにアクセスできるよう進めていく考えや、河川水辺域を活用した新しい施設の運用には、小田川かわまちづくり協議会をはじめ、関係団体と十分な協議の下、事業を進めていくと答弁いただきました。夢のある新たなまちづくりと感じています。早期実現に向けて事業を進めていただきますよう要望して、質問を終わります。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、7番小塚郁夫君、お願いします。小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 議席7番小塚郁夫です。通告に従い、1点目は、地球温暖化対策について。2点目は、病院事業の運営について、順を追って質問を始めさせていただきます。

まず、1点目。地球温暖化対策に関連した自治体としての対応可能な身近な取組について、問います。

現在、温室効果ガス排出量の削減、そして、抑制策として、省エネルギーや再生可能エネルギーの導

入は重要な対策との認識の下、環境意識の向上推進が全国の自治体に求められています。

本町では、この地球温暖化対策に率先して取り組むことで、我々町民や各種事業者に対する模範となり、環境負荷の低減に貢献していくと、このように、地球温暖化対策実行計画にうたわれていると承知しております。

数多ある温暖化対策の中で、身近な取組、とりわけ自治体行政としてどういったことが環境問題を含め、対応が可能な対処なのか。この問題を考えた時、将来、必然的に対応が求められるであろう事案の一つとして、公用車のEV化。つまり、電気自動車への転換について、現段階における執行部としての見解を伺いたいと思います。

政府の提言に対応すべく各自動車メーカーは、2035年にガソリン車の新車販売を終了し、電気自動車や燃料電池自動車の生産へシフトしていくとしています。

役場の公用車は計画的に順次更新を行うことが必要と考えますが、公用車の台数、また、現在保有している電気自動車の台数など、担当課にその概要をお伺いしたいと思います。

**○議長（花川大志君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** 7番小塚議員の御質問、地球温暖化対策に関連した自治体として対応可能な身近な取組について、公用車の管理を担当しております企画財政課からお答えいたします。

地球温暖化対策の重要性については周知のとおりであります。まず、矢掛町のこれまでの取組について少し触れさせていただきたいと思います。

矢掛町では、平成18年に第一期矢掛町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、最も新しいところでは、令和5年度から8年間の第5期の計画を昨年度末に策定しております。

この計画は、矢掛町という広域における総合的な計画ではなく、出先機関を含む矢掛町役場での事務や事業に関する計画でございます。この計画に基づいて、これまで、役場自らが率先し、温室効果ガスの抑制等のために取り組み、設定した削減目標を達成してきました。具体的には、太陽光発電設備の設置や、LED照明への早期切り替えをはじめとした計画的な公共施設の省エネルギー改修の実施。さらに、職員によるエコオフィス活動の徹底した取組などでございます。

さて、議員お尋ねの現状の公用車台数と電気自動車台数でございますが、公用車は、消防自動車とか大型トラックなどの特殊車両を除いて、企業会計分を含めて80台でございます。その内、電気自動車は9台で、内訳は企画財政課が所管しているアイ・ミーブ。これは軽自動車タイプですが、平成21年度と22年度に1台ずつ計2台導入しております。そのほかには、各公民館にミニキャブ・ミーブ。これは、軽ワンボックスタイプの車ですが、各公民館に1台ずつ計7台を平成24年度に導入しています。

電気自動車は、以前は走行可能距離が短く長距離運転には適さないというイメージがあり、これまでの公用車としての導入ペースは正直、早いとは言えないのが実状です。しかし、現在の電気自動車は、性能の向上により走行距離も大幅に伸び、災害時の非常用電源としての役割も期待出来ます。そして、何より、環境に優しいという強みもあります。

当然、ガソリン車のメリットもありますので、一気に電気自動車へという流れにはならないかもしれませんが、環境への配慮という点からも、徐々に電気自動車の割合を増やしていくことを今後検討していきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** EV化のシフトについて回答があり、前向きに検討していただけるとのこと。CO<sub>2</sub>を排出させない環境に優しい電気自動車を積極的に活用し、前進させるためにも、カーシェアリングを企画財政課所管の電気自動車2台、アイ・ミーブ軽自動車タイプを1年から2年掛けて土曜日・日曜日に実施し、町民の方にEVを体験していただくようにしたらと思いますが、担当課の考えを伺いたく再度質問します。

**○議長（花川大志君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** 小塚議員の再質問に対してお答えいたします。

公用車の一般貸出しをという御提案でございますが、公用車は、読んで字のごとく公用のための車であり、そもそも、レンタカー的な役割を持たせてはおりません。自動車保険も広く一般に対応しているものではありませんので、現段階では難しいと言わざるを得ません。

ただ、住民に広く電気自動車を普及させることも大切なこととは認識しておりますので、今後、この貸出しという方法が実施可能かどうかを検討も視野に入れていきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 環境に優しい電気自動車を町民の方に乗っていただくためにも、検討を視野に入れるのではなく、既に近隣でも実施しているカーシェアリングの計画をぜひ検討していただき、この質問を終わります。

次に2点目は、病院事業の運営について、夜間深夜の救急搬送における方針及び医療の提供体制について質問を行います。

矢掛病院は、町内唯一の24時間体制の初期医療救急病院として、町内にとって重要な医療の拠り所です。ここ数年来のコロナ禍にあっても、医師、看護師、事務スタッフ一丸となり医療を支えてくださったことに改めて町民の信頼は高まったと感じております。

そういった状況の中、矢掛病院の救急医療体制の現状について、町民からさまざまなお声が聞かれます。

その一つは、救急時の受入対応への疑問の声です。公営病院として町民の期待と要望に応えるため、夜間、そして、深夜に体調の異変を訴える方、つまり、救急患者に対して、どのような受付体制となっているのか。特に夜間の当直医師には、救急患者の受入れについて、どういった方針で臨んでおられるのか。

これはいわゆる救急病院として、地域の疾患に対する体制の充実という方針の根幹ですから、この際、答弁を求めます。

**○議長（花川大志君）** 病院事務長。

**○病院事務長（坪田芳隆君）** 7番小塚議員の矢掛病院の夜間・深夜における医療提供体制についての御質問にお答えします。

矢掛病院の夜間、休日の体制ですが、当直医師1名、必要時に呼び出しで対応する副直医師1名となっております。その他のスタッフは、当直の看護師1名、当直の事務職員1名、必要時に呼び出しで対応する検査技師・レントゲン技師・薬剤師が各1名となっております。

当直医師は8名の常勤医師に加え、主に岡山大学と川崎医科大学からの派遣医師の協力を得て運営しております。このような体制で、できる限り診察要請を受ける事を基本として対応しております。

救急患者の応需率は2020年85.3パーセント、2021年89.2パーセント、2022年はコロナの影響がありまして多少下がりましたが80.6パーセントとなっております。これは、近隣の公立病院と比べても高い数値となっております。

しかし、救急患者の重複や院内入院患者の急変対応など医師の判断で救急要請をほかの医療機関へ搬送をお願いすることも御理解お願いいたします。このような際は御迷惑をお掛けいたしますが、なにとぞ御理解をいただきたいと思っております。

現在、来年度より施行されます医師の働き方改革としまして、労働基準法への対応が必要となっております。今後、法令遵守のため医師不足となることも予想されます。そのことに対しまして、ほかの効果的な施策を研究し、また一層の医療スタッフ拡充に努力する方針でございます。

当院といたしましては、今後もできる限り積極的な時間外救急対応を続けてまいる所存であります。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 病院管理者。

**○病院管理者（名部 誠君）** 小塚議員の質問に対しまして、病院管理者として追加説明させていただきます。

まず最初に、コロナ禍の際には、矢掛病院でも院内クラスターが発生し、その際には、一時的に新規入院の受入れを停止せざるを得ない期間があり、皆様には御迷惑と御心配をお掛けしましたことを改めてお詫び申し上げます。

救急体制に関する御質問に対する追加説明です。

救急対応に当たる職員ですが、どの職種にも負担を掛けています。特に、呼び出して対応する検査技師、レントゲン技師、薬剤師は、常勤職員が2名から3名と少ないため、2日から3日に1回は自宅待機を余儀なくされる状況であり、大変な苦勞をお願いしているのが現状です。特に薬剤師に関しましては、今1人欠員の状態です。

このような状況下でもありますが、職員には救急応需や時間外の診療応需に対しましては、24時間365日対応することをお願いしています。

救急車の応需率は、先ほど事務長が申しましたように80パーセント以上で、これは井笠県内の公的病院の中では、最も高率です。

救急車で搬送される方以外にも、自家用車などで来院される患者さんを含めると、昨年度の時間外診療患者数は、カルテベースですが2,655件でした。ただし、消防から救急車受入れ要請があった場合でも、既に重症患者を受け入れていて処置中の場合や、脳血管障害、小児疾患などで、より専門性の高い診断と治療が早急に必要であると当直医師が判断した場合には、専門医のいる高度医療機関への直接搬送をお願いすることもありますので、御理解ください。

来年4月より、先ほども事務長が説明しましたように、医師の時間外労働の制限が義務化されます。既に国の方針となっております。町民の方に安心していただける救急医療と体制を築くためには、今後も医師の確保を継続していかないとはいけません。そのために、長期研修医や広域研修医の受入れや、地域医療枠の医師の派遣などを関係機関に積極的に働き掛けています。

平成24年から今年の3月までに受け入れた初期研修医は79名。後期研修医は2名。地域医療枠医師が1名でした。地域医療研修で受け入れた若手医師たちを、地域医療に関心をもち、その担い手として育てていくためには、町民の方たちの温かい御理解と御協力が必要です。よろしくお願ひいたします。

これらの医師の中から、将来矢掛町の医療を支えてくれる医師が誕生することを願っています。

昨日、町長からの報告がありました。7月から常勤内科医師の勤務が決まり、うれしく思っています。薬剤師や看護師の募集につきましても、引き続き努力していく所存であります。医療職の確保につきまして、情報提供を含め御提案などありましたらよろしくお願いたします。

病院の方針としましては、今後でもできる限り、救急や時間外の診療応需に対応していく所存であります。職員にもそのことをお願いしています。

最後に皆様へのお願いです。時間外診療は、限られたスタッフで十分な検査もできません。応急処置で翌日再度受診していただくこともあります。救急医療体制の疲弊を回避し、今後も継続維持できますように、御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

**○議長（花川大志君）** 小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 御答弁いただきありがとうございます。

救急患者に対する受付体制。特に、夜間の当直医師の受入れ方針を伺ったわけですが、病院事務長、そして、病院管理者からは矢掛病院の現状と病院経営の観点などから、総体的な答弁をいただきました。

我々町民は、病院運営の御苦労や大変さは矢掛病院に限らず、さまざまなメディアの記事や放送で少なからず存じており、医療を取り巻く現状に畏怖の念を抱いているつもりです。また、法令遵守が我が町の公立病院としては絶対であり、町民として寄り沿わなくてはならないと感じております。

町民が急病にひんした時の対応については、当直医師が状況に応じた診断と治療を行っているとのこと。我々、町民は一定の医療体制が保たれていることに安心を覚えるわけであります。また、より専門性が高い診察治療が必要な場合の対応も、速やかに行っていただければ、さらにこの安心は高まるものと推察します。

管理者の御懸念の医療職の確保と病院の健全運営の問題は、執行部や我々議会の懸案でもありますので、対処対策の方針については共有しなければならぬと感じております。その上で、現場の疲弊が町民にとって、我がまちの医療に対する不安にならないよう、再度取り組んでいただくようお願いを申し上げます。全ての質問を終わります。

**○議長（花川大志君）** お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、10時45分まで休憩いたします。休憩。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお知らせいたします。病院管理者におかれましては、診療業務のため、これ以降の定例会を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、ここで御報告申し上げます。

それでは、一般質問を続けます。8番石井信行君、お願いします。石井君。

**○8番（石井信行君）** 8番議員、日本共産党の石井信行です。発言通告に従って質問をさせていただきます。

1つ目は、豪雨災害の対策についてです。西日本豪雨災害から既に5年が経とうとしております。土

砂災害と床上床下浸水、合わせて376戸の住家が被災しました。小田川の堤防は3か所。原川堤防1か所。そのほか、道路被害が244か所。河川45か所。橋りょう5か所。崖崩れ73か所。農地浸水は228.6ヘクタールと甚大な被害を被りました。いまだその爪痕が残っている場所もあります。

この災害の教訓として、災害情報の町民との共有が欠けていたのではないかと3月議会でお尋ねをしましたが、明確な答弁がありませんでした。

再度、お尋ねをします。西日本豪雨災害の教訓は、行政と町民の間で災害情報が共有できていなかったことが町民の不安をより大きくし、避難方向を惑わせる元になったのではないかと私は考えますが、担当課の見解を端的に求めます。お答えください。

**○議長（花川大志君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** 8番石井議員の御質問、情報共有をあの当時の災害の時にできてなかったのではないかという御質問について、端的にお答えしたいと存じます。

5年前の7月6日、7日のあの豪雨の夜の状況でした。全く、深夜真っ暗な状況で、確かあれは10時ぐらいだったでしょうか、総社の工場が爆発した大きな音を。あれは、確かによく覚えてます。が、小田川の状況ですとか、全く把握ができませんでした。それは、夜だったということと、しきりに、もう豪雨でした。ですので、皆さんにお伝えできるもの、明確な情報がなかったの、情報発信ができなかった。これは事実でございます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。情報共有の重要性はお認めいただけたと思いますが、それで3点お尋ねします。

避難所、一時避難所でのテレビを通じての災害情報、あるいは、インターネット環境などがすぐに町民に情報が届くようになっているか、1点目。2点目は、各たん水防除施設と対策本部との双方向の連絡が取れるようになっているか。3つ目は、矢掛町の地域防災計画の資料編に水防重点箇所が37か所挙げられています。漏水3か所、堤防高不足が7か所などです。岡山県によると、各自治体で巡回し、点検するというふうには書かれていますが、住民の声を聞きながら行われているのか、3点お尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** 石井議員の3つの質問。避難所との情報共有ですね。はい、実は避難所——矢掛小学校をはじめとした町内の7つの小学校、それから中学校、それからB&G海洋センター、それから、その改善センターのホールに被災直後に矢掛放送と協定を結びました。その中にですね、避難所に情報がなかったということを反省を受けまして、矢掛放送が独自に町のほうへこういうことをさせてくださいという申出がありました。それが、河川カメラと今のテレビの設置です。先ほど申した施設に、矢掛放送が独自の費用でケーブルテレビが見れる環境を作ってくださいまして。各体育館の配線が可能あるいは電源が取れるところを重点的に付けています。ですので、後は教室からテレビを持って行ってつなぐだけで、テレビは見れます。

それから、昨年度でしたかね、各避難所、保育園も含めた公共施設にWi-Fiが全域で使えるように整備をいたしております。小学校、それから中学校、B&G、それから保育園も設備を付けさせていただいております。有事の際には、フリーでインターネットWi-Fiが使える環境を整備させていただいております。

それともう一つは、たん水防除との連絡につきましては、これは所管は建設課、それから産業観光課も関係するんですけども、これにつきましては、年に一度、雨期の前に情報交換をさせていただいて、緊急連絡先をお互いに共有し合って、有事の際には連絡を取り合ったりしてると伺ってますし、3月議会で申しましたとおり、たん水防除に関わっている方々の責務は非常に責任重大と思われてると思いますが、やはり、命が一番大事でございます。5年前のようなことがあれば、やはり、まず逃げさせていただくことも肝要かと思しますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

最後が、県のこの一覧表です。これは、今現在の矢掛町の地域防災計画の資料編に載っています。これは、岡山県の水防計画書の中の資料編としてございます。

高梁川をはじめとする三大河川、それからその支流の一級河川について、県がその重要性ですね、危険度の重要性を水防箇所評定基準に基づいて、堤防高、のりの崩れ、漏水、洗掘などの種別ごとに把握した部分が記載されております。そこに危険な状態、緊急性などを記載してあるのは、いざ漏水等が発生した場合は、本町の水防団——消防団ですね、などが土のうを積んで、杭など、それから必要な資機材が書いてありまして、その資機材で所定の水防工法により被害を食い止めるといった想定の一覧であります。この状態だからすぐ改修しましょうとか、直しましょうとかというのではなく、県はあくまでも危険な部分を把握してるということとなります。

それと、その危険箇所につきましては、岡山県とそれから町の職員も定期的に調査をいたしておりますので、補足させていただきます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** いま、お答えいただいたんですが、漏水の箇所が3か所あって、その1か所が今、工事が終わって、もう1か所がこの5月の31日でしたか。里山田の地内で説明会があったということを知りました。

それ、説明書を見させていただいて、小田川漏水対策工事小田郡矢掛町里山田地内って書かれていて、具体的な工法も書かれていますが、そこの担当課の方が、国や県は今とにかくその流域治水ということを考えて、この小田川一本だけじゃなくて、高梁川全体の中の小田川ということは今考えて、いろんな取組をしている。法改正でそういうふうになったんだということで。特にこれは、西日本豪雨災害の時の新成羽川ダムの放流による高梁川の水位の上昇によって、この小田川が堰き止められた部分があって、もう6メートルから8メートルぐらいの水位が上がったということで今裁判にもなっていますが、この西日本豪雨災害の時の大変な問題になったことを、その情報共有するために協議会ができていると聞きましたが、そこへの参加はできているのかどうかお尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** それでは、8番議員の再質問にお答えします。

確かに議員がおっしゃるとおり、流域治水という考え方は令和3年の11月に関連法案が成立、施行されております。これは先ほど議員もおっしゃいましたが、点々で治水をするのではなくて、小田川流域全体で水を湛えて、川に流れる水のピークを平準化しましょう。だから、いっぺんに水がバーッと川に出るとピッとこう水位が高くなってしまふのを、徐々に上げれるように流域全体で考えましょうという考え方です。実は、この考え方は昔からあったそうなんですけれども、国土交通省の方の話では、新たにこういう名前に変えて、西日本豪雨を契機に始められたと伺ってます。



おっしゃいました連絡協議会はございまして、総務防災課と建設課が所管の課となって、会議には必ず出席をさせていただきまして、必要な対策を検討いたしております。

先ほども議員おっしゃいましたように、ダムの事前放流ですね。鬼ヶ岳ダムも行っています。これも実は流域治水の考え方です。あの豪雨以来、実施を何度もさせていただいております。効果が出るものと存じます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。それで西日本豪雨災害についての質問は終わりなのですが、県の河川管理課の方が、24時間川を見続けている住民の方から経験や勘を含めて教えられることが大変多いと。特に、緊急時の土手に杭を打ってこの水を防ぐとか、そういう川に何かを流して止めるとかいうふうなのは、もう緊急時には、地元の人が何を昔していたかということが大変参考になるということをおっしゃられてました。だから増水時に限らず、この川の点検ってというのは、地元住民の声をしっかり聞いて、特に西日本豪雨災害の時もそうでしたが、役場の人が最近回って来んぞという声をよく聞きますので、ぜひ地元の方の声も聞きながら、大変忙しいと思うんですけど巡回をしていただきたいことと、流域での情報を町民にまた提供していただきたいことをお願いして、次の質問に移ります。

2つ目は、観光客からの観光案内の困り事に対する対応なんですけど、観光客の方から、道の駅や交流館で案内された施設に行っても誰もいない施設があるというふうに伺いました。そのような声を担当課はつかんでおられるのかどうか。どのように対処しておられるのか、お伺いします。

**○議長（花川大志君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 8番石井議員の観光案内での困り事について、産業観光課からお答えいたします。

「道の駅・交流館で案内された施設に行っても、誰もいない施設がある」という苦情に対する担当課の把握状況に関する御質問だと思います。道の駅、町家交流館の指定管理者であります株式会社やかげ宿、併せて、ビジターセンター問屋の指定管理者でありますやかげDMOへ、商店街等の店舗の定休日の把握状況を問い合わせたところ、把握はできており、定休日の変更等に対応するため、定期的に聞き取りを行っている旨の回答をいただいております。なお、臨時休業、スタッフが一時的に店舗から離れるなどのところまでは、把握できていないこともあろうかと思っております。

石井議員からの御意見は、株式会社やかげ宿、やかげDMOへ情報提供してまいります。

観光案内は、矢掛町へ来訪される方の第一印象となることから、その重要性は十分承知しております。今後も、観光客の満足度の向上を図り、リピーターの確保につながるよう努めてまいります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** 再質問をさせていただきます。道の駅や、それからやかげ町並案内人や、それから町家交流館の方からそういう声を聞かれたことはありませんか、お尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** はい。石井議員の再質問についてお答えいたします。

道の駅、交流館、また、やかげ町並案内人が、そのような苦情を聞いたことはないかという御質問ですが、先ほど回答させていただいたとおり、定休日の把握はいたしております。また案内人につきまし

ては、施設案内が主たる業務となっております。スタッフが一時的に店舗から離れるなどの状況が生じたかもしれませんが、矢掛町への来訪者の満足度の向上に向け、株式会社やかげ宿、やかげDMOと情報を共有し、連携を図っていきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。

私、ちょっと残念だなと思ひながら聞いたんですが、かなりの補助金が注がれている施設。それなりの自覚が求められるのではないかと。厳しい指導もあつていいのではないかと考えております。

次の質問に移ります。最後の毎戸遺跡の発掘調査内容のこの発信の仕方についてお尋ねします。

毎戸遺跡は奈良と太宰府を結ぶ古代山陽道の中継点、駅家の遺構があると考えられております。町の教育委員会から古代山陽道が確定されれば、駅家が確定されるとの報告を伺いました。文書に残っている小田駅となる可能性も高いということも伺いました。

全町民共有の歴史文化財情報です。ホームページへの掲載も待たれております。

建物のたくさんの瓦に続けて建物の構造物が出てきたということによって、その可能性は高まったとも言われています。しかし、年代の異なる大量の瓦が出てきたことによって、瓦の捨て場所の上に、建物を建てるということがあるだろうかという疑問や、以前の発掘で、お寺が廃れた廃寺の跡ではないかという点もまだ拭き切れていないとも言われています。

この前の発掘調査の目的としては、建屋の角、それから端っこを確定することで、その目的がほぼ達成されたと伺いました。

岡大や熊本大、それから古代吉備文化センター、それから県教委の文化財担当者などの指導を受けているということも伺いました。

7月には奈良に担当者を派遣して、指導、助言を計画しているとも伺いました。その結果も教えていただきたいと思いますが、矢掛町教育委員会として、現時点で発掘調査によって明らかになってきたこと。新たな疑問点やこうではないかと考えられる点などを発掘調査の時の写真や埋蔵物、地図などを入れた看板を掲示して、町民や来訪者に広く知らせて、県や国の指定文化財を目指すとともに、教育の場としても生かすべきではないかと考えるんですが、担当課の考えをお伺ひいたします。

**○議長（花川大志君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** 8番石井議員の毎戸遺跡の発掘情報の公開ということにつきまして、教育課からお答えします。

毎戸遺跡の令和4年度発掘調査の成果につきましては、現地説明会や出前講座の実施、広報やかげへの掲載など、積極的に情報発信を行ってまいりました。

教育課としては、御指摘のように、今回の調査成果は、町民の皆様には郷土の歴史に興味を持っていただける好機であると捉えておりますので、まず御提案のホームページへの情報の掲載ということにつきましては、早急に対応したいと考えております。

それから現地の説明看板の設置ということにつきましては、これも当然前向きに検討したいと考えておりますが、発掘調査、それから報告書の作成、これが1年延びまして来年度報告書の作成となりますので、この一連の事業が完了してから設置というものを考えてまいりたいというふうに思っております。

それから後段の国県の文化財指定ということにつきましては、現地調査も本年度も継続して行います。

今申し上げましたように令和6年度に発掘調査報告書を作成して、それから岡山県指定への申請というふうに考えております。

ただ、国の文化財指定ということにつきましては、これはちょっと流れが違いまして国へ申請するという行為を行いません。どういうことかと申しますと、国がこの文化財はすごいというふうに認めてくれるのであれば、国が文化財に指定すると、当然地元の熱意も必要でございますが、少し町とか県の文化財への指定の申請方法が異なってくるというふうになりますので、御承知置きいただけたらと思います。

それから、教育にも生かすべきでないかということにつきましても、これも当然、地元への愛着、それから歴史を学ぶということは現在を知るという重要なことでありますので、校長会等学校と御相談しながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** 再質問になるかと思いますが、発掘調査の結果がまとまるまでということになりそうなのですが、現在での情報もやっぱり駄目なんだろうかという思いがまだあります。

それで、先般広島県の府中町へ行って国府の跡を尋ねたところ、古代山陽道の跡が発掘された後、現在も道路として使われているということを知って、そこを歩きました。そこでは発掘現場の様子、発掘された埋蔵物が、どこのお寺に何個あるよとか、地図と現在の家並みを写した写真の中に、ここからここまでが国府の跡でした、あるいは、ここが古代の山陽道でしたというようなことが、ちゃんと写真入りの地図であるので、そこを歩いて、何かしみじみした古代の息吹を感じることができました。

で、発掘のその現場に毎戸遺跡の発掘現場とかの看板があって、詳しくは教育委員会へ電話番号でもあれば、興味がある人がどんどん増えていって、教育委員会へも問い合わせがあるんじゃないかと思うんですが、そのへんはいかがなものでしょうか。お尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** はい。再質問でございます。いわゆる発掘の途中での看板の設置ということでございます。確かに府中町はそういうふうなことの看板を設置されております。

私どもが考えるのは、それは可能ではございますが、現実に6年度の調査をいたします実質担当が一人ということでございますので、看板を読んでいただければ済むとは思いますが、発掘現場に足を運んでいただく方というのは非常に興味を持っていらっしゃると思います。となると、その看板を読んでというふうなわけには当然いかないと思います。

やはり私どもとしては、やはり発掘調査のほうに重きを置いて、やはり完成して発掘調査の成果、発掘状況、写真、それから出土品、それから年表なども作れば、それが一番ベストなんですけれども。そういうふうな計算した、いわゆる完成したものをというふうに考えておりますので、現時点では、途中で看板は可能ですけれども、その対応がちょっともしかして来訪者の方に失礼に当たるのではないかとということで、万全を期したいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** この古代山陽道との関連やそれから裏にある山、鳶山という山なんです。子どもの頃よく遊んでいたんですが、これはのろしを上げる山だったのではないかと人もおられます。

ずっとこの古代山陽道を歩いておられる方からそういう話を伺いました。これは鳶山っていうのは幾つもの山が連なっていて、幾つかそういう山があるんだよということを教えてもらったので、今度兵庫のほうへちょっと行こうかなと思っております。

それから、駅家の周りには古墳もあります。それから、この近くに今地元の方が発掘された宇山の所に古墳が随分見つかっていますが、そういう同時代の遺跡をつなげていく。面的に大変広い歴史的な遺物が残っている。そういうふうなことを調査していくためにもやっぱり今、専門の職員が一人っていうのは、本当に専門の職員を増やしてでも、町内の同時代遺跡をつなげて先人の暮らしが今にどうつながっているかということを追求していただければ有り難いということを申し述べて、質問を終わります。

**○議長（花川大志君）** 石井くん、2番目の観光案内の困り事について、これは大変有意義な質問でございました。

ただし、補助金あるいは指定管理料との関連、対応ではですね、これはあんまり関連性が認められないと思います。

しかし、お客様、矢掛町を訪れた方々からそういうクレームがあるのでしたらば、後ほど個別具体的な事例を担当課にお伝えいただければ、これは…

〔8番石井信行君「伝えます。伝えました」と呼ぶ〕

**○議長（花川大志君）** はい。執行部のほうもしっかりとその対応をしていただきたいと思います。観光振興、矢掛町の大きな課題でございますのでよろしくお願いいたします。

〔8番石井信行君「終わります」と呼ぶ〕

**○議長（花川大志君）** 続きまして、1番土井俊彦君お願いします。土井君。

**○1番（土井俊彦君）** 議席1番土井です。通告に従い、まちづくりにおける課題の一つであるコロナ禍後の賑わい創出事業の推進、方策、方針。さらに、産業振興の観点から、交流人口の受入れの新たな仕掛け作りに関する提案を行い、執行部の見解を伺いたく、早速質問を始めます。

新型コロナウイルス感染症の影響は数年にわたり続き、社会の形態を大きく変えました。これは、我が町の農業、工業、商業も例に漏れず、少なからず打撃を受けたわけであります。

その中で、産業振興の大きなエンジンの一つである観光交流人口の受入れ、つまり、賑わい創出に関連する観光業は、感染まん延防止の観点から、大きく停滞した産業であり、観光振興に舵を切った本町としても大きな痛手であったと思います。

言うまでもなく、観光交流人口の回復を図ることは今後の重要課題ですが、それには、単にコロナ禍の終了、そして、さまざまな規制の解消という流れに任せるだけで良いのかなど今後を不安視する町民の声も聞いております。

産業観光を旧に復し、さらに、受入体制を拡充し、経済活動を回復するには、町の特性を生かした新たな仕掛け、取組が必要と考えています。

矢掛商店街すなわち街中は、街道の宿場町の風情だけでなく、明治・大正・戦前の昭和と、各時代ごとの変遷を経たバリエーションに富んだ歴史のまちの風情も訪れた方々に感じさせる仕掛けが今必要と考えます。

そこで、観光交流人口の回復、そして、増進に向けた取組の充実など担当課としてはどのような施策方針の下にこれを推進していくのか。担当課の御見解を伺います。

**○議長（花川大志君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 1 番土井議員の賑わい創出事業の方策、交流人口受入れの新たな仕掛け作りについて、産業観光課からお答えします。

まず、矢掛町における観光振興は、平成 27 年に観光元年と銘を打ち、町並みの景観保持と賑わい創出のため、古民家を改修したやかげ町家交流館等を拠点に観光を通じて誘客を促進し、その魅力に触れていただくことにより交流人口増加につなげる取組を行っているところです。

しかしながら、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症拡大により、観光事業をはじめ多くの分野において事業の縮小や中止を余儀なくされておりましたが、新型コロナウイルス感染症の法的な位置付けが 5 類に移行され、観光業を中心に経済活性化が期待される新たな日常が 5 月 8 日から始まりました。

御質問は 2 点あったかと存じますが、1 点目の御質問、各時代ごとの変遷を経たバリエーションに富んだ歴史の町が感じられる仕掛けについてですが、“矢掛町は、江戸時代の参勤交代で栄えた宿場町で、全国で唯一、本陣と脇本陣が共に国指定重要文化財に登録されている歴史と文化の町です。”というフレーズは、矢掛町の紹介において、あらゆる場面において活用してきているところです。また、本町における一大イベントであります大名行列や特産品であります“ゆべし”も江戸時代に係るものと認識しております。

御質問のとおり、矢掛の町並みは、江戸・明治・大正・昭和・平成、それぞれの時代の町家が残っており、大きな特徴となっております。その特徴ある矢掛の歴史について理解を深めていただけるよう、町歩きを楽しむ観光客へ対して、各々の建物に、その建物の特徴等を記載したパネルを設置しております。最近の事例では、大正末期建築の古民家を改修し、大正浪漫にちなんだ絵葉書・小物・文具の展示販売、着物・はかまの着付け及び写真撮影など、大正の文化に触れられる新たなスポットも生まれております。

今後も、矢掛ならではの町並みの特徴を生かし、より魅力的な観光地となるよう、やかげDMOや株式会社やかげ宿をはじめとした関係団体と連携しながら研究をしていきたいと考えております。

2 点目の御質問、観光交流人口の回復、増進に向けた取組の充実についてですが、最近の取組としては、やかげDMOが実施したクリームソーダ in 矢掛があります。4 月 29 日から 5 月 31 日までの間、矢掛町商店街を中心に 14 店舗がオリジナルクリームソーダを提供するキャンペーンです。

実施店舗からは、「反応がいい」。主催者からは、「矢掛町の露出度が上がった」「ゴールデンウィークはかかなりにぎわった」とのことであり、若い方の反応が良く、SNS等で矢掛町が拡散されたと聞いております。

また、産業観光課では、アフターコロナで多くの観光客が期待される夏休みをターゲットに、矢掛町の歴史・文化・食に焦点を当て、テレビ放映を通じて矢掛町の魅力を発信していくことを計画しております。放映地域は、関西、広島、山陰、四国等を予定しており、県内外から多くのお客様を獲得したいと考えております。

長期的な方針としては、令和 4 年 3 月に策定した矢掛町観光振興ビジョンに記載しています観光戦略及びアクションプランに基づき、やかげDMOをはじめとする観光団体等と連携を図りながら、切れ目のない仕掛けづくりにより観光交流人口の増加に努めたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 土井君。

**○1 番（土井俊彦君）** 賑わい創出とそれに準じた交流人口の受入れに関する現状の解説。そして、

DMOを中心とした取組のその成果。さらに、今後の短期的方策と長期的なビジョンなど、産業観光課としての展開をお伺いすることができました。

一連の答弁は、今、観光交流人口を主なターゲットとした店舗経営に取り組んでおられる町内の事業者さんにとっては大変心強い内容として受け止められているのではないかとコロナ後の観光振興に期待が持てるわけであります。

また、クリームソーダ in 矢掛はメディアへの露出も多く、街中の集客に一定の効果が現れるとのこと。この取組は、観光地としてのおもてなし施策として、受入体制の成功事例であろうと思います。

担当課長の答弁にもありましたが、街中は江戸・明治・大正・昭和とバリエーションに富んだ町並みであると私どもの認識は共通しております。さらに、大正浪漫という言葉も出てきましたが、民間の資本投下の現状にも触れられました。ここにも認識の共通があるわけですので、今回通告しました交流人口の受入れの新たな仕掛け作りの提案は、正にこの大正時代にスポットを当てたものであります。

今まで取り上げられなかった時代へもスポットを当て、幅広い趣を創出することで矢掛町を訪れる方々にまちの歴史の一コマである大正という時代を感じていただくための仕掛けとして、実務的な観光産業としての人力車の運営を提案するものであります。

今までの観光交流に向けた発信は、古の宿場町をテーマにした現存する本陣、脇本陣や大名行列であったり、今では重伝建、無電柱化、道の駅、さらにはアルベルゴ・ディフーズとさまざまですが、明治、大正の時代に関連したシーンは、不思議と今思っても多くありません。

古い写真を見ますと、その時代の街中の風景の一つとして人力車が写っています。既に店舗経営が始まっているこの大正浪漫にちなんだ物販、貸衣装、記念写真が体験できるスポットとの相乗効果を考えますと、この人力車が観光客を乗せてまちの中を走る光景は、新たなまちの魅力のひとつになり得るのではないかと考えます。

街中の交流人口の滞留については、賑わい創出の長期的なソフト事業の一つとして、人力車の運営について、担当課の御見解をお聞きしたいので、答弁を求めます。

**○議長（花川大志君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 土井議員の再質問、人力車の運営の提案について、お答えいたします。

観光地における人力車の運営は、京都の嵐山、広島宮島の宮島、倉敷の美観地区など主要な観光地において行われております。快適な乗り心地、高い目線による見通しの良さや優越感。人力車の引き手との会話や見どころの案内など、周遊観光での交通手段だけでなく非日常が楽しめる体験メニューの一つとなっております。

御提案いただいた人力車の運営については、矢掛の更なる魅力を感じていただける新たな観光体験メニューとなり、インバウンドを含めた誘客が促進されるものと思います。

導入に当たりましては、まず採算面、人材確保など、あらゆる角度からのマーケティングが必要と考えております。やかげDMO等と連携しながらデータに基づくマーケティングを行い、研究していきたいと考えています。

今後もあらゆる施策・方策を検討・研究し、矢掛の産業観光につなげる取組を行っていききたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 土井君。

**○1番（土井俊彦君）** やかげDMOとの連携に言及されましたが、文字通り、観光交流を推進する上においても、検討研究が実務的に進められるよう、本件はぜひとも御善処いただきたいと思えます。

担当課長の御見解では、あらゆる施策・方策をもって産業振興へつなげていくとのこと。このことからしても、人力車の運営は、街中全体の活力を上げる取組の一つとなり得ると私は考えるわけですが、行政として検討の域に留めることがないよう切にお願いし、この際、山岡町長にも御見解の一端をお聞きしたく、答弁を求めます。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 土井議員の再々質問にお答えいたします。矢掛商店街におきましては、先頃行われたクリームソーダイベントが大ヒットして、全国ネットのメディアにも取り上げられるなど大きな成果を収めました。

御提案の人力車運営も観光矢掛を盛り上げていく上では一つのアイディアとして、矢掛のまちの雰囲気にも溶け込んだ印象的で情緒のあるものとなるのではというふうに思いました。

ただし、なにぶんにもこのたび初めてお聞きした話でありますし、やはり現時点での私の見解も検討というところに落ち着かざるを得ません。

土井議員さんにおかれましては、この4月からDMOの評議員に就任していただいております。引き続き、観光矢掛の発展に御尽力くださいますようお願いし、私の答弁とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

**○議長（花川大志君）** 土井君。

**○1番（土井俊彦君）** 本提案については、さまざまなハードルが介在することは容易に想像できますが、宿場町矢掛の町並みが重伝建に選定されるまでに粘り強く働き掛けた教育委員会を始め、課を横断した協力体制で事を成し得た底力があれば、これは十分実現可能だと推察されるわけであります。

前段申し上げましたが、時代ごとのバリエーションに富んだ歴史のまちとして幅広い趣を創造し、更なる魅力あるまちとして賑わい創出を推進し、究極の目的である活力あるまちとして、人々の定住化を推し進めていただくことをお願いして、私の全ての質問を終わります。

**○議長（花川大志君）** 続きます、5番田中輝夫君、お願ひいたします。5番田中君。

**○5番（田中輝夫君）** 議席5番、田中輝夫でございます。通告に従い、2件、行政のDX——デジタルトランスフォーメーションの推進についてと、空き家の土地に係る雑草の除去について、この2点について質問します。

DXとは、その言葉が出たのは2004年が最初だったと思えますが、広く一般に知られるようになったのは今から10年程前からではないかなというふうに思っております。

DXとは、広い意味でデジタル技術の活用で、人々の生活をより良く変化させることと言われており、自治体に求められるDXは、地域住民の利便性や行政サービスを向上させるために必要であります。

2025年の崖と言われるように、既存基幹システムの老朽化に対して、増大するデータの管理ができるのかどうか。システム維持管理費の高額化や担い手不足などさまざまな支障がないように、それまでに進めていくのが重要だと考えられています。

自治体DXの重点取組としては、情報システムの共有化、マイナンバーカードの普及推進、行政手続きのオンライン化、行政提出書類の押印見直し、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底などがあります。

その中でも3点について、本町の方針をお尋ねします。1点目、マイナンバーカードの普及促進。マイナンバーカードはデジタル社会を早期実現させるために必要なものであり、本町でも積極的に推進して、普及率も県内でも上位になっています。しかし、若い20代から30代の方の普及率が低調であると聞いていますので、その世代の方への普及促進について、今後の取組をお聞きます。

2点目、行政提出書類の押印の見直し促進。オンライン化を促進するためには、書類への押印不要と対面手続きの見直し、簡素化が推奨されています。町行政の処理全般は多岐にわたりますが、現在何割程度の書類が押印不要となっているのか。これは、もう概略で結構でございます。

3点目、セキュリティ対策の強化。自治体で保管する情報は、住民一人ひとりの個人情報が含まれるため、徹底した管理が必要となります。セキュリティ対策強化は行っているのか。

以上3点について、本町のDX推進についての今後の方針、執行部の見解をお尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** 5番田中議員の行政のデジタルトランスフォーメーションの推進についての御質問に、総務防災課からお答えさせていただきます。

1つ目の御質問で、マイナンバーカードの普及促進の中で普及率が比較的低い20代・30代の若い世代への普及促進について、お答えをさせていただきます。

まずですね、マイナンバーカード普及の現状につきましては、5月末——先月末ですね、の現在で町民のどのくらいの方がカードを申請したかを示します申請率は、81.5パーセントとなりまして、もう町民の大半の方が申請してくださっています。県下でも4番目の順位となっております。ワースト2位だったのが、上から4番目ぐらいまで普及が進んだということになります。改めまして、町民の皆様の御理解をいただきまして、御支援・御協力をお礼を申し上げます。

議員がおっしゃるとおり、本町においては、20代・30代の取得率が低い状況でございます。

若い世代の方は将来、運転免許証との一体化をされるということや行政手続きなどが簡単になるマイナンバーカードを率先して取得していただくことにより、一層便利になるのではないかと考えております。

若い方々のスマホ利用率もほぼ100パーセントと想定しておりますので、今後はSNS——LINEですとかTwitterですとか、それからインターネットなどを活用して分析した上で、集中的に取得していただくよう広報してまいりたいと存じております。確かに世間一般的にもちょっとマイナンバーカードいろいろと課題が出たりしてはいますが、まだ、カードを取得されても利用できる場面が少ないんじゃないかと実感される方はおられるかと思えます。国の制度改正をいち早く取り入れまして、新しい利用方法などが本町に有効かを速やかに判断し、住民の便利さの追求向上に向けて努めてまいりたいと存じております。

それから、2点目の行政書類の押印廃止の状況につきまして、本町ではまだ印鑑が不要という書類は、1割いっていないのではないかと存じております。現在今年度中に、押印廃止が可能となる、本町全庁舎で役場全体で申請書などの洗い出しをいたしております。その内容を精査した上で、真に押印が必要な書類のみを押印を残して、出来る限り残り押印の必要が無いように規則など改正してまとめていきたいと存じております。目標とすれば、そうですね、8割以上の書類は押印不要にしていけたらなというふうに考えております。

それから、3点目のセキュリティ対策の強化につきましては、議員がおっしゃるように、本当に非常



に重要な徹底した管理が必要でございます。

現在役場内の業務で利用しておりますネットワークについては、物理的にも、それから、システム的にも皆さんが一般的に使っておられるインターネット環境とは切り離れた状態で利用いたしております。インターネットからは直接、ファイルなどはダウンロードできない仕組みとなっております。そして、システム的にはファイアウォールやウイルス駆除ソフトなど何重にもセキュリティ対策により強化をさせていただいております。

また、行政情報担当係では、日々変化するセキュリティ向上に向けまして研修を随時受けさせスキルを高めておりますし、全職員にも定期的に研修を受けてもらっていますし、意識向上に努めてまいっております。

また最近話題となっておりますチャットGPTなどの生成AIにつきましても、今まで同様、セキュリティの規制を守りながら、業務に生かせる部分で補完的に活用していく所存でございます。これによりまして、時間短縮、業務改善になるのではないかとという前向きに考えております。

昨今、人工知能AIにしても、IT関連にしても、進化の速度が著しく速くなっていると実感いたしております。それに職員も追い付いていけますように、日々のスキル向上はもとより、セキュリティ対策の重要性と徹底を図ってまいりたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で回答とさせていただきます。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい、答弁いただきました。DXへはよく取り組んでいるというふうに思っておりますし、今後も取り組んでいっていただければと思っております。

行政提出の書類、押印不要書類はまだ進捗状況が低調だというふうなことも今説明がありましたが、他の市町村では、先ほど言われました町の目標8割というふうなことを言われましたが、もう8割9割まで進んでいるというところもあります。

先ほど、説明にもあった何が何でもその印鑑はいらないというのではなくて、本当に必要のあるやつはもらわないといけないし、そこら辺のさびわけもしていただきながら慎重にやっていただきたいというふうに思っております。

セキュリティ対策は、ウイルス駆除ソフトなどさまざまな対策が行っているというふうな回答だったので、今後につきましても十分に取り組んでいただきたいというふうに思います。

そこで再質問ですが、自治体でもキャッシュレス決済導入が進んでいます。業務効率化や行政サービスの向上にもつながる可能性のあるスマホアプリやQRコード付きのカードなどで決済ができるように取り組んでいくのかどうか、見解をお尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** はい。田中議員の再質問、スマホアプリやQRコード付きのカードなどで、支払、決済が出来るように考えているのかという御質問につきまして、お答えをさせていただきます。

御存じの方も多いと存じますが、QRコードというのは、白黒の正方形のゴシック模様のものでございまして、スマートフォンなどで読み取るとインターネットや決済が可能な画面につながるという非常に便利なものでございます。

本町でも幾つかの事務では、既にこのQR決済を導入をいたしておりますけれども、今後はキャッシ

ュレス化ですね。現金を使わなくても支払いができるキャッシュレス化に一層進めてまいりまして、スマホやQR決済が利用可能な方には、役場の支払いで御利用いただけるよう順次進めてまいりたいと考えております。

現在、町民課での窓口においては、各種証明書の発行手数料などをお客様のスマートフォンのQRコードをかざしていただいたら支払いが可能となるシステムを導入に向けて進めております。

また、QR決済が可能な事業者が現在20社以上あるんですけども、それぞれの事業者ごとにQRコードがそれぞれ別に存在していますが、これを全国で統一した“JPQRコード”というJapanのJPですね、というQRコードがございます。このJPQRコードも矢掛町にとって使えるかどうかということも分析をしながら研究を進めながら取り組んでまいりたいと存じております。

国が目指すマイナンバーカードを利用して、役場に来なくても申請をすることができ、支払いもスマホなどを利用した決済ができ、書類はコンビニで受け取ったり、あるいは自宅に郵送されたり、利便性の向上に向けて、本当に研究を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上で再質問の回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい。キャッシュレス決済についても順次進めていくというふうな答弁でした。

会計課の前にも現金じゃなくて今その現金を入れてというふうな、職員が受け取らないというふうな、そういう場を作っているというふうなこともありますし、さらに、キャッシュレスの決済を町民課のほうでも考えていくというふうな話でした。それもDXの一環でありまして、自治体DXが推進されるためのポイントは、小規模なDXから取り組んでいき、町民の混乱を最小限に抑えることが必要だというふうに考えております。僅かな労力で目に見えて分かりやすい効果を得られるようなDX技術の導入をお願いしたいというふうに思っております。

また、マイナンバーにつきましては、最近ニュースでも度々言われて、いろいろなトラブルが発生しているというふうな報道がされています。本町におきましても、十二分に参考にしながら、留意しながら進めていただきますことを望んで、このDXについての質問は終わります。

次に、空き家の土地に係る雑草除去について、お尋ねします。これからの季節は暖かくなったこともあり雑草がよく茂ります。空き家の土地から雑草が茂り、隣の住民の人が毎年草を刈っていたんですが、体力的に刈るのが困難になってきたんだというふうなこともよく聞きます。

空き地の雑草など伸びたままにしておくと、道路にはみ出して通行の妨げになったり、ゴミの不法投棄や火災の発生原因にもなったり、また野生鳥獣の住処になるなど、隣近所や周辺の皆さんに迷惑を与えています。

空き家管理者の相続人が分かるのであれば連絡も可能ですが、代が代わって誰が相続人とか管理者なのかはわからなくなっているの、町に聞いても、個人情報だから教えてくれないので困っているというふうなことを聞きます。そんなこともあり、空き家・空き地の増加によるさまざまな問題などから、不動産登記法も来年から改正されます。

そこで、宅地化された状態の土地で、所有者又は占有者が現に管理していない土地で雑草が繁茂し、隣家や周囲に迷惑を及ぼすような状態の時には、空き地の適正な管理を義務付けているものは何かあるのか。必要な措置を講ずるように文書又は指導、助言を行える空き地雑草の除去に関する制度の創設等は考えていないか、町の見解をお尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 5番田中議員の御質問、空き家の土地に係る雑草除去について、建設課よりお答えさせていただきます。

まず、議員も御存じのとおり、空き家や空き地は個人の所有物であり、その管理責任は当然所有者にあり、適正に管理する必要があります。しかしながら、適正に管理されていない空き家等があるのは議員の御質問にあったとおりでございます。

また、昨年度実施されました町長と語る地域座談会では全地区で空き家がテーマとして取り挙げられており、町民の皆様の関心の高さを改めて再認識したところでございます。本町では、管理不全な空き家につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法及び矢掛町空家等の適切な管理に関する条例の規定により、空き家等の適正な管理を行うよう、所有者に対し助言、指導、勧告、命令を行っており、空き地の場合につきましても、同様に助言や指導を行っているところでございます。

あわせて、管理水準が低下した空き地は、放火やゴミの不法投棄の温床になるなど地域の治安が脅かされる要因となり得るため、消防法第3条では、火災を予防する上で危険と認められる物件の所有者や管理者などに対し、物件を除去するといった措置を命ずることができることとされており、消防署との連携を綿密にし、所有者への働き掛けを強化することも有効な施策ではないかと考えております。

また、本国会で管理不全空き家に対する対策の強化などが盛り込まれた空家対策特別措置法の審議がなされており、年内に施行される予定と聞いております。

以上のことを踏まえ、今後も矢掛町空家対策協議会で御意見を伺いながら、空き家及び空き地の適正管理を実施していただくよう、所有者に対し働き掛けていく考えでございます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい、回答いただきました。隣家の空き家から雑草などが迷惑を受けている方から相談があれば、現地確認し、必要と認めたら指導も行っているというふうなことを聞いて安心しました。

そこで再度質問をさせてもらいますが、空き地の雑草除去について、所有者自身が行うのが原則ですが、遠方にいるとか何らかの事情でどうしても所有者自身で雑草除去することができない場合、何か除去してもらう方法などがあるのか、お尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 田中議員の再質問、所有者自身が管理できなくなった空き地、空家の町への管理委託についてお答えします。矢掛町へ管理を委託する事業については、現在ございません。

有料となりますけれども、町内を含め民間事業者がさまざまな空家や空き地のサービス業務を展開しておりまして、民間事業者を活用いただく事をお願いさせていただきたいと存じます。また、町の関連では、シルバー人材センターに空き家管理事業がございまして、こちらを御利用いただくことも可能かと存じます。

また、シルバー人材センターではふるさと納税の返礼品として空き家・空き地見守りサービスも実施しておりまして、遠隔地の所有者の方にも御利用いただければ、別途料金は必要となりますが、除草やせん定、伐採等も依頼することができるというふうに聞いておりますので、御検討いただければと思います。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** 回答していただきました。空き家の雑草等の除去に関する問題は、新規に制度創設しなくても、現行の条例で対処対応できるというふうなことです。また、委託すれば民間事業者やシルバー人材センターで、空き家関連事業があるので利用できることがわかりました。

特定空き家と疑われる空き家を発見した場合は速やかに町の情報提供に努めますので、所有者・管理者などに連絡していただき対処していただきますよう要望いたします。

これで本日の私の質問は全て終わります。ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** お諮りいたします。この際、昼食などのため、午後1時まで、休憩したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、午後1時まで休憩します。休憩。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお知らせいたします。ただいま、原田秀史君より御親族の葬儀のため午後の会議を欠席させていただきたい旨の欠席届が提出されましたので、御報告いたします。

それでは、一般質問を続けます。12番浅野 毅君、お願いします。浅野君。

**○12番（浅野 毅君）** 議席番号12番の浅野 毅でございます。本日は2点。新しい美術館についてと行旅病人及び行旅死亡人の取り扱いについて、質問いたします。

まず、新しい美術館でございますが、当町にはやかげ郷土美術館があり、多くの来場者を迎え、町内外の皆さんに親しまれております。これをますます充実させ、矢掛の知名度をより一層高めるために、やかげ郷土美術館を矢掛観光の拠点としてはと考えております。

この観光の拠点という意味は、昨年度ですかね。文化庁関係の法律が新しく変わって、博物館も観光について関心を持ちなさいというような意味の条例法律もできておりますので、それを踏まえての質問でございます。

トリップノート編集部によりますと、2022年版です。これによると、全国の人気美術館の1位に金沢21世紀美術館。これよく新聞やテレビで聞きますが、金沢の21世紀美術館。それから2位が、三鷹の森ジブリ美術館。それから、近いところでは、足立美術館が7位になっております。

これらの美術館はいずれもユニークであり、独自性が素晴らしいと思います。一概に真似をする必要はないですが、非常に参考にはなるとは思います。

そこで、当町の矢掛の美術館において、第一に美術館にカフェといたしますか、憩いの場を併せ持ったカフェというんですかね、そういうものを併設し、憩いの場を造ったらどうかということと、第2番目に、美術館、御存じの方も多と思うんですが、中庭が非常に広くて綺麗なものがございます。そこで何か野外展示場なり、何か活用できないかなということがひとつ。それから3番目に、ほかの美術館とのコラボにより美術品を融通し合う等検討したらと思います。この美術館のコラボにつきましても、新しい法律によって、いろんな他部署とも交流しなさいってみたい趣旨でございます。

そういうふうな時代になっておるようでございますので、その辺りを含めてちょっと教育課ですかね、

答えていただければ、よろしく申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** それでは、12番浅野議員の新しい美術館について、教育課からお答えをいたします。

やかげ郷土美術館を矢掛町の観光拠点にするために、3つの御提案をいただきました。

まず、1点目でございます。美術館にカフェを併設し憩いの場を造ってはどうかとのことでございます。現在、美術館には休憩するコーナーを設けており、来館者が腰掛けて足を休めたり、談話したりすることができるようにしております。また、美術館に隣接する重要伝統的建造物群保存地区の町並みは、丸ごと道の駅と銘打って、一体的に誘客を図っており、その中には、喫茶店を含めた民間経営の飲食店が数多くございます。

教育課といたしましては、美術館では、文化芸術に触れていただくことを第一に考えております。そのため、憩いの場としてのカフェの併設は難しいのではないかとこのように考えております。

が、では、他の美術館ではどうなのかというふうに御意見もあろうかと思えます。県立美術館は建物の中に喫茶店がございます。それから、県内の市町村で私が知る限り、たぶん、新見市さんの美術館が、建物の中に美術館カフェがあったというふうに思えます。それから、変わったところと言えば、京都国立博物館が、確か入館料のチケットを発売する棟の中にショップ等確か企業の名前を冠したコーヒー屋さんがあったというふうに記憶しております。

いろいろなことが考えられますので、先ほど議員が御指摘しました博物館法の改正が、この4月1日から施行されております。おっしゃるとおり、他の博物館と連携するというのが一点。それから、地域の多様な主体との連携協力による文化観光、その他の活動をやっぱり地域の活力の向上に図るということが趣旨の一つでございますので、こういう点も御意見を参考にして美術館の運営委員会に諮って御意見を聞きたいというふうに思えます。

それから2点目の中庭の活用。議員は、野外の展示場というふうに御指摘されましたが、昔はたぶん、お茶の野点とかした記憶がございます。

それから、3点目の他の美術館とのコラボレーション。これは、正に博物館法の改正の趣旨にのっとっておるとこのこと、こういう美術品の相互の貸し借りというのは、さまざまな美術作品に触れることは大変有意義であるというふうに考えますので、これも含めまして美術館の運営委員会の意見も参考にしながら実現していければいいかなというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 浅野君。

**○12番（浅野 毅君）** 御答弁いただきまして、理解はできます。2点だけ、ちょっと再質問をしておきたいんですが。

民間を圧迫する可能性があるというような、カフェを造れば、端的に言いますればね。そういうお話がありましたが、これも考えよう言いますか見解によりまして、例えばその民間に委託するとかいろんな方法がございます。その辺りのことはね。ただ、民間を圧迫するからやめておくというような発想ではどうかなという考えでございます。

それともう一つ、運営委員会と相談するなり話をするという、それは最も正しいといえますか、ごもっともなことだと思えますが、あちらのほうは、いわゆる行政組織の中には入っていないでしょ。やは

り、単町として、こういう方針でいくとかいうことをある程度出されて、それに沿って運営委員会のほうもいろいろ検討されると思うんで、もちろん運営委員会のほうがどんどんあればいいし、毎月あるわけじゃございませんので、それもあってとかいうことになるとなかなかあまり前に進まないような気がいたします。そういう意味で、できるだけ新しい博物館法、美術館も博物館法の中に入ってますから、そういうものを踏まえて進めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

**○議長（花川大志君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** それでは、再質問に対するお答えであります。

まず、1点目の民間圧迫というふうにおっしゃいましたが、決して民間圧迫というふうには捉えておりません。

道の駅構想は、道の駅に行って、そこから商店街に流れを作るという道の駅構想がございます。私どもとしては、美術館を起点にして、そこから商店街に流れる。そういうふうなことも考えられるということで、決してそれが、例えば美術館に喫茶店を作ったからこの喫茶店の売上げが落ちたとか、そういうふうにはならないとは思いますが。一応、そういう道の駅がそういう構想でありますので、公共施設をそういう民間施設の経営を圧迫しない程度で、潤っていけばいいのかなというふうにお考えしております。

それから、先ほど運営委員会の委員さんの御意見も伺いたいということで、これは当然、いろんな関連部署がございます。産業観光課もあれば、DMOもがございます。そういう首長部局との連携はこれから必ず必要になってくると思いますので、そういう気持ちで接したいと思います。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 浅野君。

**○12番（浅野 毅君）** 今のお話はよくわかりますんで、まあひとつ順次進めていただければと思います。

それでは2番目の質問で、行旅、ちょっと言い難い、行旅病人及び行旅死亡人、これは字が、ちょっとこれ、明治時代の法律の中から引っ張ってきてるようなんで、あれですけど。行旅は“行”，どっか行くとか、学校行くとか、ゆく、行ですね。“旅”は、たび、いうことで、地方から他方へ行った人が病人になった場合はどうだというふうなことで、あるいは、そういう旅行中の人が死んだらどうなるんだというふうな、例えば矢掛で死なれたらどうなるかというふうな法律の取り扱いでございますんで、ちょっと珍しいやつで質問はどうかと思ったんですけど。

たまたま最近、独居老人とかそういう、だんだんもう高齢化になって認知症の方も増えておるし、そういうこともあるんで、準備を行政としてはするべきではないかというようなことを念頭に置いて、ちょっと問題になった質問を作らせていただきました。じゃあ、始めます。

今申し上げた聞き慣れない言葉で恐縮でございますが、行旅病人及び行旅死亡人について、説明しますと、まず、行旅病人の意味は歩けないほどの病気にかかった旅行者で、診療を受ける財産を持ち合わせず、かつ、助ける者もいない者というふうに定義されております。それから、行旅死亡人の意味は、旅行中に死亡し、引き取る者もいない者と定義付けております。

要は、身寄りのない人が矢掛で旅行中に病気になったり死亡した場合とでも解せると思います。

当町においても、条例が昭和62年4月1日に施行されております。この条例を見ますと、ほとんどその矢掛にはこういう事例はないのかなという想像はしております。

これは国の法に基づくものですが、ここから質問に移りますと、当町において、身寄りのない旅行者、認知症や高齢者の方が多いと思いますが、病人や死亡した方が当町に関わった事例があれば、説明をお願いしたい、1つ目。

今後将来、矢掛が旅行者に注目されればされるほど、一概には言えないと思いますが、身寄りのない旅行者の方が増える可能性があると思われるので、対策があれば、お教え願いたい。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 福祉介護課長。

**○福祉介護課長（稲田由紀子君）** 12番浅野議員の御質問、行旅病人及び行旅死亡人の取扱いについて、福祉介護課からお答えいたします。

矢掛町行旅死亡人取扱規則は、御承知のとおり、行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づく行旅死亡人の取扱いを規定しているものです。身元不明で身分を証明するすべのない方が、町内で亡くなった場合の取扱い等を規定しております。

御質問の身寄りのない独居高齢者が死亡し、町に関わった事例についてですが、昭和62年の規則制定以降、矢掛町では、行旅死亡人の方はおられません。

次に、行旅死亡人への対策についてですが、行旅死亡人を防ぐということは非常に困難だと思います。身元不明の方が、いつ矢掛町に来られて、それも亡くなられるということは、なかなか想定は難しいです。

しかし、そういった場合には、行旅病人及び行旅死亡人取扱法により、死亡地の市町村長が火葬を行います。その後の取扱いについては、矢掛町行旅死亡人取扱規則により、行旅死亡人の状況、相貌、遺留金品等を告示します。そして、そのまま、身元が判明しなければ、行旅死亡人の取扱いに要した費用について、まず遺留金銭又は有価証券をもって充て、これでも足りない時は、遺留物品を売却してその費用に充てることとなります。さらに、これでも足りないときは、県に不足額を請求することとなります。

いずれにしましても、行旅死亡人があった場合は、この規則にのっとり適切に手続きを行いたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 浅野君。

**○12番（浅野 毅君）** いま、御説明いただきました。それで、身寄りのない方の亡くなられたということになりますと、埋葬法とかいろんな取決めもあるんでしょうけど、そういうことも併せて説明していただきました。

いずれにしましても、矢掛町は福祉の面でも十分充実してるということがよくわかりましたので、今後ともひとつよろしく願いしまして、終わります。ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、9番川上淳司君、お願いいたします。川上君。

**○9番（川上淳司君）** 失礼します。議席9番の川上淳司です。通告により質問させていただきます。

以前から私の質問で、矢掛高校の魅力化の質問を前回。教育問題ではさまざまな問題が山積みしております。小北中学校の離脱問題、小学校の統合問題等ありますが、もう少し大きな視点で、この問題を含めた状況で考えていかなければならないのではないかと思います。今の人口減少の問題が一番大事だと思っております。

簡単にできるところから取り組んでいく必要があると思いますので、まず最初に、移住人を増やすことが大事かなと考えました。移住定住において、地域おこし協力隊を見れば歴然で分かるように、定住が図れてない現状が目に見えて分かります。

なぜなら、地域の自治体等なかなか溶け込んでいけないのが、今の現状になっていると思っておりますので、そこで、定住問題の対応できる移住定住課の新設を考えてみたらどうだろうかと思い、そのことについて問います。

**○議長（花川大志君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 9番川上議員の移住定住課の新設について、産業観光課からお答えいたします。

産業観光課では、移住定住施策として、空き家情報登録制度いわゆる空き家バンクを開設しており、空き家の所有者からの申請により、認定した空き家を町のホームページに掲載し、移住希望者へ情報提供を行っております。また、空き家利用者希望者については、空き家利用者登録制度を活用し、空き家バンクに登録してある空き家の見学や空き家所有者と交渉するなど、空き家所有者と利用希望者のマッチングを行っております。

これらの制度の過去3年間の実績は、空き家登録数は令和2年度28件、令和3年度21件、令和4年度27件で、登録物件に対しての成約件数は、令和2年度14件、令和3年度28件、令和4年度19件となっております。なお、成約後においても、町内会長への挨拶にも成約者に同行するなど、地域とのつながりが移住後から図れるよう、また、安心して暮らせるよう移住者に寄り添った取組も行っているところ です。

そのほかにも、矢掛町の移住を検討している方に、一定期間矢掛町での生活体験ができるお試し住宅の運用も行っております。

これらの移住定住の推進は、地域振興係2名で対応しており、空き家に関する各種助成制度の活用と併せて、移住支援・企業創業支援等に引き続き、現在の体制で取り組んでいきたいと考えています。

今後も、矢掛町への移住定住に係る情報を発信していくとともに、移住された方においても矢掛町への移住の満足度を高めていきたいと考えています。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**○議長（花川大志君）** 川上君。

**○9番（川上淳司君）** 移住定住について、担当課の努力は、よく目に見えてわかるころだと思ひます。

しかしながら、地域に溶け込んでいくためには、もう少し厚みを持った移住定住課の新設が急務だと考えますが、町長はどのようにお考えか、お伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** はい。川上議員の再質問について、お答えさせていただきます。

先ほど産業観光課長の答弁でありましたように、担当課では空き家所有者と利用希望者をマッチングさせる事業を行っておりまして、成約件数も着実に増えてきており、この点では成果は上がっていると認識しておりますが、川上議員御指摘のとおり、町としては、矢掛に移住してきた方々が地域に溶け込んでいけるよう十分フォローし、寄り添うことが大事と感じております。

一方で、このような捉え方もあろうかと思ひます。この矢掛町に、他の市町村、県外、外国から、結



婚や就職を機に定住された方々、中でも多いのは嫁いで来られた女性の方々だと思いますが、こうした方々が今までずっと町内に住んでいらっしゃった人たちに比べて、移住されてきた人たちの気持ちが理解できるのではないかというふうにも捉えております。

このような視点も持ちながら、まず、人として分け隔てのないオープンな気持ち、寛大な気持ちを持つことが何よりも大切かと思えます。移住者の方々が地域社会に溶け込んでいけること、そして、矢掛に移住して良かったと感じていただけることが大事でありまして、町としても移住定住に注力していく上で、川上議員御提案の移住定住課の新設については、今後の機構改革の参考とさせていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 川上君。

**○9番（川上淳司君）** 町長のお答えで現状は理解させていただきました。

私が今思っていることは、移住はできたが定住ができないことが大きな問題だと考えております。ですから、現状のままでは限りの問題の解決にはなっていないんだと思っておりますし、町内には孤立した移住者がいて困っている方がいらっしゃるとお聞きしますので、せめて、定住のための定住コーディネーターを配置していただき、定住の不安を解消でき、地域に溶け込めるようにしていただきたいとお願いを申し上げて、1つ目の質問を終わらせていただきます。

続いて、次の質問に移ります。質問としましては、すごく簡単なことなんですけど、ゴミ袋の表示を今、可燃とか不燃とかいうような表示になってますが、燃やすしかないゴミ、埋めるしかないゴミというふうな表示に変えれば、出てくるゴミの量が減少するのではないかと思います。

多くの自治体が実践されていると聞きますが、簡単なことでゴミの量が少しでも減少することが期待できるならば、ぜひやっていただきたいなと思っております。

また、燃やすしかないゴミの袋には、生ゴミを出しませんという追加を行っていただいて、生ゴミ処理機の推奨を行ったらどうかを問います。

**○議長（花川大志君）** 町民課長。

**○町民課長（妹尾茂樹君）** 9番川上議員のゴミ袋の表示について、町民課からお答えさせていただきます。

まず、矢掛町の御家庭から排出されるゴミの量でございます。ここでは、各地区のゴミステーションに出されるゴミの量をちょっと報告させていただきますが、可燃ゴミでは、平成28年度以前の5年平均では、約2,200トンの排出量でございました。ゴミ袋の有料化を開始した平成29年度では、1,788トンと約430トンの減少となっております。その後も1,700トンから1,900トンの間を推移しておりましたが、令和3年度、令和4年度では、1,500トン台と更に減少しております。

また、不燃ゴミでは、平成28年度以前の5年平均では、約165トンの排出量でございましたが、平成29年度では122トンと約40トンの減少となっております。その後も140トン前後を推移しております。

また、岡山県内における矢掛町の生活ゴミの排出量でございますが、令和2年度の数値でございますけれども、県内27市町村のうち第10位、リサイクル率は第5位、井笠管内の三市二町ではどちらも1位でございます。

これもひとえに、町民の皆様一人ひとりが、家庭ゴミの分別や減量化、また、資源化への意識と努力による賜物と感謝しております。大変ありがとうございます。

議員の御質問でございますゴミ袋の表示でございますが、インターネット等で調べてみますと、燃や

すしかないゴミの表示をされている自治体がありました。その自治体では、“燃やすゴミ”から“燃やさないゴミ”にゴミ袋の表示を変更し、ゴミ袋の料金改定も行ったところ、可燃ゴミが約10パーセント減少したそうです。

また、別の自治体では、生ゴミをたい肥化する御家庭には、生ゴミを出しません袋を無償で提供している自治体もございました。

矢掛町では、生ゴミのたい肥化や水分量を減らす生ゴミ処理容器や生ゴミ処理機等の購入補助、また、資源ゴミの回収団体への補助を行いまして、広報やかげや出前講座等で補助事業やゴミの減量化、資源化の普及啓発を行っております。

矢掛町では、ゴミ袋“もえるゴミ”、“もえないゴミ”の表示ではございますが、先ほどの補助事業の広報や普及啓発をしっかりと行い、町民の皆様のお協力をいただき、ゴミの減量化と資源化を更に進めてまいりたいと思っております。

ゴミ袋の表示につきましては、他市町村の状況も調査し、町民皆さんの御意見も聞きながら、袋の表示も含めて、ゴミの減量化・資源化を意識していただけるよう、検討していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 川上君。

**○9番（川上淳司君）** 回答いただいて、ゴミの減量が年ごとに進んでいることに町民の皆さんの関心が高いと感じました。また、これは町民課の努力に他ならないと思っております。大変ありがとうございます。

ゴミ袋についても、今後お考えいただき、ゴミの減量化がもっと図れば良いと思っておりますので、御検討をお願いしまして、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、3番福田京子君、お願いいたします。福田君。

**○3番（福田京子君）** 議席番号3番、福田でございます。通告に従い、町民の健康増進と国民健康保険特別会計、以下、国保特会と呼称しますが、これの現状とそれに関連する慢性腎臓病の重症化予防について、質問を始めさせていただきます。

町民の健康増進は、福祉の向上の観点からそのベースとなるものですが、予期せぬ疾病に罹患した場合に備えて、公的医療保険制度である国民健康保険は、正に私たち町民の安心を支える社会保障であるわけです。

町が保険者となって制度を運営し、その基本方針である健全運営の確保の元、担当課職員が日々、鋭意取り組んでおられるわけですが、被保険者の減少など、さまざまな事由により、この特別会計は、医療給付の適正化や基金の維持等の課題が山積していると承知しております。

今回問う国保特会の現状とは、そういった財政運営の懸案事項を町民にお知らせすることも重要です。けれども、どちらかと言いますと、被保険者、つまり、町民に対する健康づくりへの働き掛けやそれを受けて、我々町民が自分事として健康維持に取り組むことによって、結果的に国保特会健全経営に資するものとなる。そういった視点・観点を中心に質問を進めさせていただきます。

現在健康づくりの推進と国保特会の健全運営・適正保持とに鑑み、担当課では特定健診受診率の向上と特定保健指導の推進に取り組まれています。また、それに大きく関連する慢性腎臓病の重症化予防を重点保健事業として推進されています。

そこで、生活習慣病などの一次予防推進の現状と特定健診の年代別受診率を、さらには、生活習慣病の有病率をも含め慢性腎臓病の重症化予防への対処の現状を、以上2点について、担当課の答弁を求めます。

**○議長（花川大志君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** 3番福田議員の御質問に健康子育て課からお答えいたします。

御質問は、町民の健康増進と国民健康保険特別会計の現状、慢性腎臓病の重症化予防についてということですが、健康増進、健康であることは、矢掛町の皆さん一人ひとりの願いであると思えます。また、被保険者の減少に伴いまして、財政運営が厳しくなりつつあります国民健康保険の中でも慢性腎臓病の対策は、最重要課題でございます。

町の第6次振興計画では、健康づくりの推進を重要な施策としておりまして、生涯を通じた健康づくりを目標に食事・運動・休養に視点を置いた取組を推進するとともに、自分の健康は自分で守るという意識を高め、自ら積極的に健康づくりを实践する一次予防に重点的に取り組むこととしております。

1点目の御質問ですが、生活習慣病などの一次予防推進の現状についてでございますが、一次予防につきましては、健康やかげ21・食育推進計画に基づきまして実施をしております。町民一人ひとりが主体的、かつ、継続的に健康づくりと食育に一体的に取り組めるようにさまざまな施策を用意しております。

こういった事業の項目といたしましては、栄養や食生活に関すること、運動や身体活動に関すること、休養や心に関すること、たばこに関すること、アルコールに関すること、歯と口に関すること、生活習慣病の発症及び重症化予防に関することの7項目を重要項目としております。

そして、それぞれ項目ごとに個人や家庭の取組、そして地域の取組、行政の取組として具体的な取組を進めておりまして、これらの取組は、健康やかげ21・食育推進委員会でこの計画の実施状況のチェックをしております。

委員会には、矢掛病院をはじめ、学校関係者や医師会の先生方、歯科医師会の先生方、議会の議員、老人クラブ、やかげスポーツクラブ、農業委員会、栄養改善協議会、愛育委員会、自治協議会、地区公民館、保健所や保育園、認定こども園など多くの団体の代表の方に御出席をいただいております。また、推進にあたっては、各団体の課題の共有もしながら、連携して一次予防を推進する体制をとっております。

次に、特定健診の年代別受診率でございますが、まずは、全体の受診率が令和5年3月の直近の速報値で42.7パーセントでございます。

次に、年代別受診率でございますが、男女別の状況になりますが、同じく令和5年3月の速報値で、男性が、40から44歳で15.7パーセント、45から49歳で16.7パーセント、50から54歳で24.7パーセント、55から59歳で35パーセント、60から64歳で42.2パーセント、65から69歳で38.5パーセント、70から74歳で45.3パーセントとなっております。40歳から54歳の方の受診率は比較的低いという状況でございます。

次に女性ですが、40から44歳で26.8パーセント、45から49歳で18.6パーセント、50から54歳で28.6パーセント、55から59歳で34.5パーセント、60から64歳で41.7パーセント、65から69歳で47.7パーセント、70から74歳で51.5パーセントとなっております。女性も同じく40歳から54歳の受診率は比較的低いという状況でございます。

次の御質問ですが、生活習慣病の有病率でございますが、この有病率につきましては令和2年3月に町で実施したアンケートによりますと、脂質異常症の方が34.6パーセント、高血圧症の方が38.8パーセントでございました。なお、これを介護の必要な要介護状態の方の有病状況で見た場合は、脂質異常症の方が30.8パーセントで、高血圧症の方が55.7パーセントいらっしゃいました。要介護状態の方は、この生活習慣病との関連が深い疾患の割合が高いという状況がみられます。

次に4点目の御質問ですが、慢性腎臓病の重症化予防の対処の現状ということでございますが、健康子育て課では、令和元年度から慢性腎臓病対策検討会を開催しておりまして、町と町内の医療関係者の方で現状の情報の共有や対策の検討、対策の評価などを行っております。

検討会には、岡山大学の専門医の先生をアドバイザーとしてお願いしておりまして、町内の医師や看護師、栄養士、薬剤師など関係者にも御出席いただいております。また、この検討会でハイリスクと判定された方には、病院の受診を勧奨しておりまして、かかりつけ医の先生から御指示がある場合には、町で生活や食事の改善のための訪問指導、保健指導を行っております。

そのほか、愛育委員や栄養委員などの関係団体への啓発活動や特定健診を受けていらっしゃらない方への個別の受診勧奨通知や町の広報紙でけんしん受診や生活習慣病予防に関する周知活動などを行っております。また、特定健診は40歳から始めておりますので、そうなる前の30代後半の方に特定健診に関心を持っていただくために、40歳前健診——お試し健診を実施しています。

これらの取組によりまして、予備軍と言われる方たちに健康な生活習慣を身につけていただくことができれば、将来、重症化して日常生活に大きな支障が出るようになるようなリスクを減らすことになると考えておりまして、同時に医療費の適正化にも資すると考えております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 福田君。

**○3番（福田京子君）** 4つの項目に分けて、それぞれに詳細な答弁があり、重点保健事業の取組とその推進状況、それに関連した数字で見る現状、相対的な現状をお聞かせいただきました。

担当課として重要視しておられることは、我々町民が健全な生活習慣を身につけることで、生活に支障を来すような病気のリスクを軽減すること、それをもって医療費の適正化、つまりは国保特会の健全な維持運営に資することになる。そうした方針の下になされた説明は大変分かりやすく、合理性を感じるところでございます。

特定健診の受診率については、その数字から判断いたしますと、むしろ我々町民がもっと能動的に自身の健康維持に留意しなければならない、そう感じた次第です。

受診率向上が全てではないとは思いますが、町民・行政ともどもに健康に対する意識の目安としては、今後は数字を上げていかなくてはならない、そのように考えます。

そこで、男女別、年代別の受診率はわかりましたが、この数値の直近の5年間の推移はどのような状況でしょうか。同様に、有病率の推移とともに答弁を求めたいと思います。

また、一次予防を重点的に取り組むこととして7つの重点項目を挙げて、健康づくりと食育を一体的に進められておられるとのことでした。この7項目の内容は、生活習慣病の一つである糖尿病を引き起こす要因と正に合致しております。その合併症として起こる腎機能の低下、つまり対策の最重要課題としている慢性腎臓病に係わる病としての糖尿病。その有病率を御開示ください。

以上、再質問として3点について、答弁を求めます。

**○議長（花川大志君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** 福田議員の再質問にお答えいたします。

質問1点目は、直近5年間の特定健診の受診率の推移ということでございますが、先ほどの答弁で申し上げました男女別や年代別の資料には、推移のわかる資料が、すみません、ございませんでしたので、全体の受診率についてお答えさせていただきます。また、直近5年間というのは、西日本豪雨災害やその後の新型コロナウイルス感染症の流行ということがありましたので、経過が分かりやすい資料としてですね、平成26年度からの資料がございますので、その推移を2年ごとの受診率でお伝えさせていただきます。

まず、平成26年度が60.0パーセントでございまして、これは平成20年度に特定健診が始まってから最高の数値でございました。そして2年後の平成28年度には50.7パーセント、2年後平成30年度には46.2パーセント、そして令和2年度は42.8パーセントとなっており、先ほどの令和4年度42.7パーセントにつながっております。

矢掛町の国保の検診受診率は県下では常にトップレベルでございますけれども、令和2年度の町民アンケートがございまして、全町民国保以外の方も含めた場合の特定健診の受診率は男性が77.8パーセント、女性が75.6パーセントでございます。こうしたことから、国保の方は大変努力をいただいているんですが、個々の受診率というのは、他の健康保険の方と比較した場合には、まだ受診時に大きな開きがあるという状況でございます。

この特定健診は、年1回のことでございますので、ぜひこういった機会を御利用いただきまして、早い段階で御自分の体の異常を発見していただき、それ以上悪化しないような取組、改善する取組というのを開始していただきたいと思っております。

次に2点目の生活習慣病の有病率の推移でございますが、先ほどお答えしました有病率は、5年に1回の町民アンケートによる数値でございますので、手持ちのデータでお答えさせていただきます。

まず、一番古いもので平成13年度で、脂質異常症の方が48.9パーセント、高血圧症の方が43.9パーセントでございました。次の資料が平成22年度ですが、脂質異常症の方が42パーセント、高血圧症の方が46.2パーセント。次に、5年後の平成27年度では、脂質異常症の方が56.1パーセント、高血圧症の方が27.9パーセントでございました。これを特定健診が始まったのが20年ですので、それ以降最初のデータ平成22年度の数値と直近の数値を比較いたしましたところ、脂質異常症の方、高血圧症の方ともに7.4パーセントの減少となっております。しかし、町の目標値というのがありまして、町の目標値は、脂質異常症が25パーセント以下、高血圧症が30パーセント以下としておりますので、まだ目標との開きが9パーセントから10パーセント程度あるという状況でございます。

次に、町の糖尿病の有病率の推移ということでございますが、こちらにつきましては、町独自のデータがございませんので、岡山県の成人保健統計資料から引用してお答えさせていただきます。この統計資料の対象者は、特定健診を受診した方の中で糖尿病の服薬治療をしている人の割合でございます。データは3年間分ございまして、平成30年度から令和2年度までになります。平成30年度が9.9パーセントの有病率、翌年令和元年度が11.1パーセントの有病率、令和2年度が11.0パーセントということでございます。この令和2年度は、基礎疾患のある方が、受診控えということが多かったことも勘案しますと全体的には少しずつ増加傾向にあるというふうに考えられます。

糖尿病につきましては、福田議員の御質問にもございましたけれども、慢性腎臓病の危険因子でもござ

いますので、高血圧や脂質異常症などとともにこの有病率の抑制が課題でございます。これらの危険因子を発見するための窓口と言いますか、入口になるのが特定健診でございますので、やはりまずは、年1回の特定健診を必ず受診していただきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 福田君。

**○3番（福田京子君）** 担当課長より、改めてお答えいただきました。

再質問では、生活習慣病。特に、糖尿病に焦点を絞り、今回の質問趣旨である重点保健事業の取組の意義、そして、受診率の推移が示す国保特会の現状をお聞きすることになりました。数字から見る現状把握は必ずしも適格とは言えませんが、特定健診受診率の減少はさておき、生活習慣病の有病率は、担当課の地道な努力の成果として、漸減しております。しかしながら、目標値との乖離は大きいとの検証を得ることができました。

特に糖尿病の場合は、初期にはほとんど自覚症状を伴わず徐々に進行するため、医療機関での受診のタイミングを逃しやすく、高齢になってから治療を受けることになるといった傾向を数字から推察することができます。

余談にはなりますが、万一重症化すれば、当人の身体的負担、また、御家族の物心両面の御負担増大は容易に想像ができます。

一方、国保特会に視点を移しますと、町民の医療負担を支える医療給付や国保税額の維持を担保する基金の維持、そういった観点からは、答弁にあった数字からしますと一抹の不安を禁じ得ません。だからこそ我々町民が自分事、我が事として、自らの健康維持に主体的に取り組んでいかねばならないわけで、これまでも増して、町民が一次予防に能動的に取り組む素地を作るべく、具体策の実施をお願いしたいわけであります。言葉で言うほど容易なことではないと知りつつ、それでも、担当職員の方々には、我々町民にとって必要不可欠な国民健康保険を今後も健全な状態で引き継いでいくためにも、行政として有意義な牽引をお願い申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（花川大志君） 以上で、通告のありました方々からの一般質問は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日8日の木曜日、午前9時30分から再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は、明日8日の木曜日、午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会いたします。皆様、御苦労さまでした。散会。

午後 1時53分 散会